

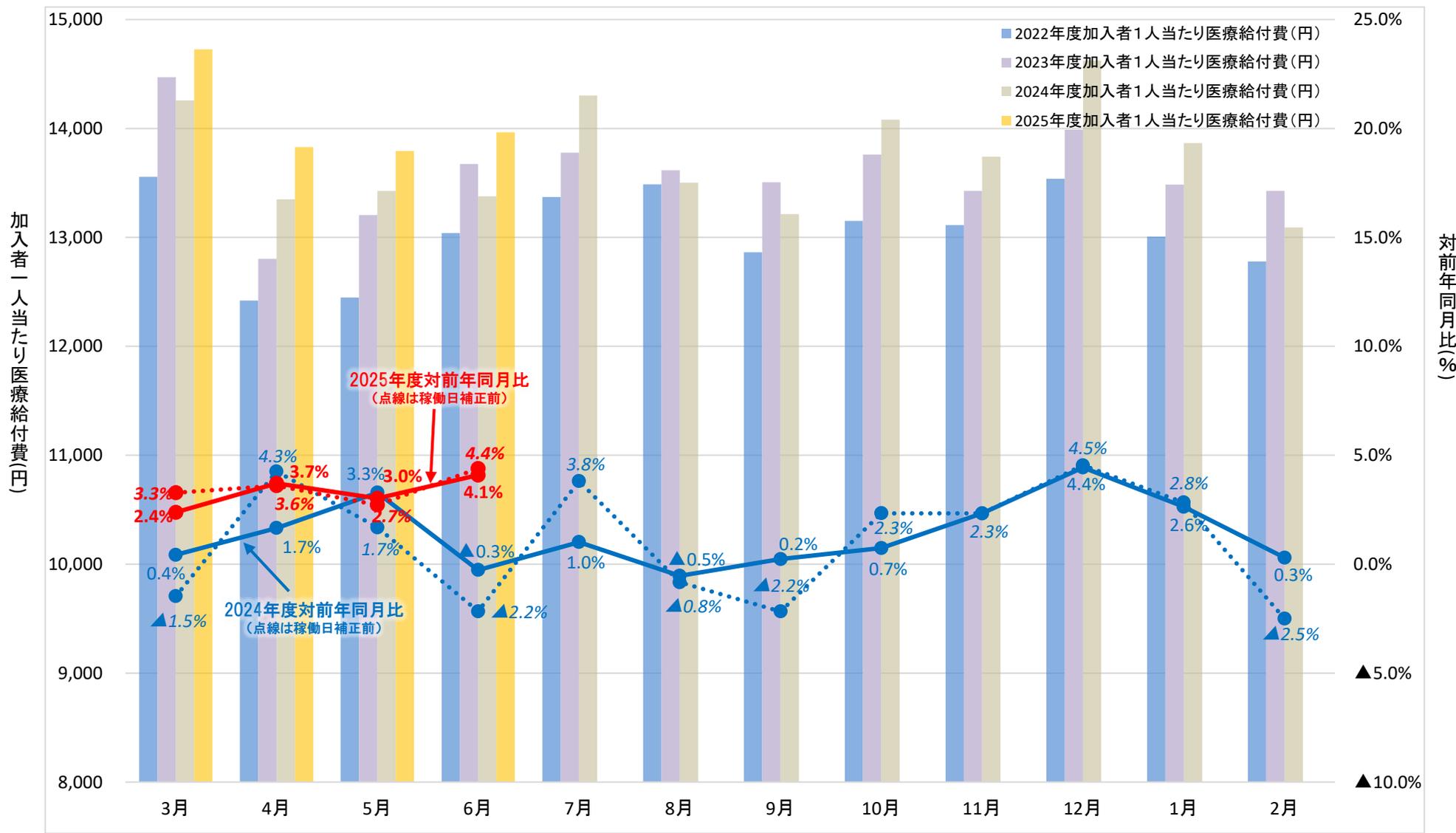
令和7年度第2回岡山支部評議会 参考資料

令和7年度 運営委員会・支部評議会のスケジュール

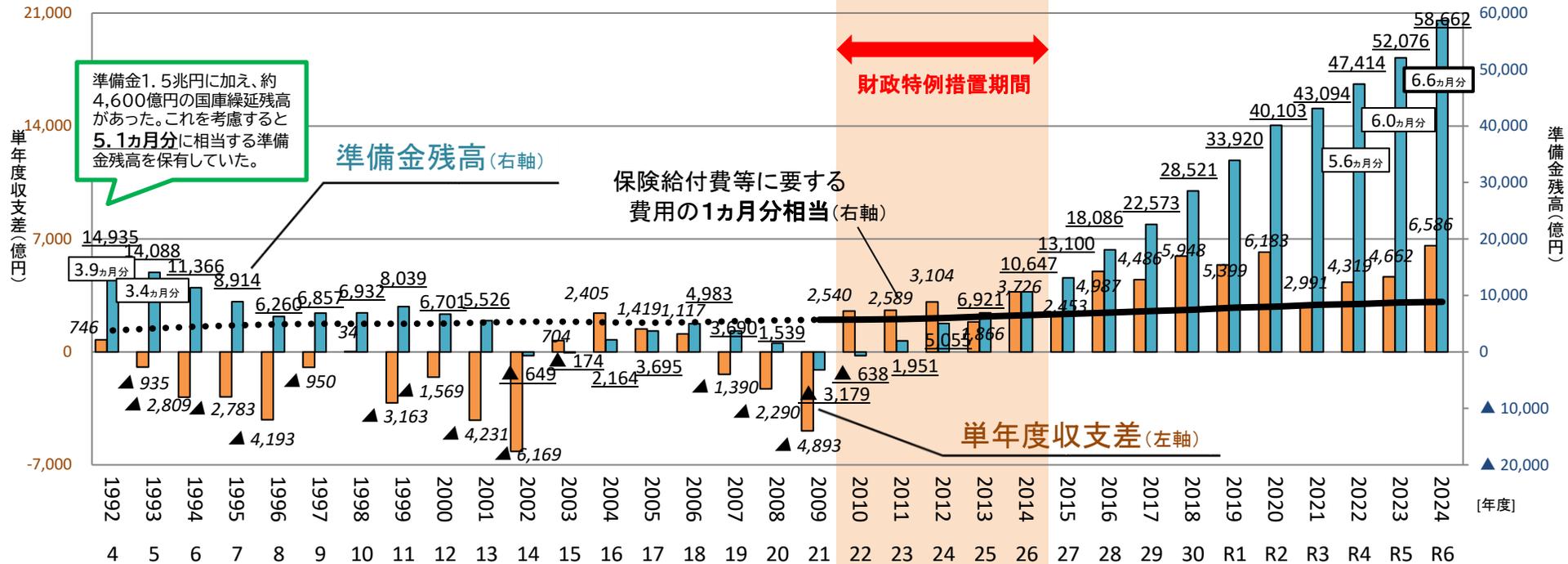
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	7/24		9/10		11/28	(12/15) 12/23	1/29	(2/12)	3/24
	決算・事業報告				インセンティブ制度: R6年度実績の評価	事業計画(R8年度)			
	収支見通しの前提		平均保険料率			予算(R8年度)		都道府県単位 保険料率	
			・論点 ・5年収支見直し		・評議会における 意見の報告	・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		
支部評議会				平均保険料率			都道府県単位 保険料率		
				支部事業計画・ 支部保険者機能 強化予算の 事前意見聴取			インセンティブ制度 R6年度実績の評価		
					支部の事業計画(R8年度)				(保 険 料 率 の 広 報 等)
				支部の予算(R8年度)					
国・その他			診療報酬改定 調査・検討・議論			政府予算案 閣議決定	診療報酬改定案 諮問・答申		事業計画、 予算の認可等
						診療報酬の 認可等	関係 告示等		

【参考データ1】 協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

2025年3月から6月までの加入者1人当たり医療給付費は、対前年同期比+3.3%（稼働日補正後）となっている。



【参考データ2】 単年度収支差と準備金残高等の推移（協会会計と国の特別会計との合算ベース）



(1992年度)
・国庫補助率
16.4%→13.0%

(1997年度)
・患者負担2割

(2000年度)
・介護保険
制度導入

(2003年度)
・患者負担3割、
総報酬制へ移行

(2008年度)
・後期高齢者
医療制度導入

(2015年度)
・国庫補助率
16.4%

(1994年度)
・食事療養費
制度の創設

(1998年度)
・診療報酬・薬価等
のマイナス改定

(2002・2004・2006・2008年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2010年度)
・国庫補助率
13.0%→16.4%

(2016・2018～2023年度)
・診療報酬・薬価等の
マイナス改定

(2002年10月～)
・老人保健制度の
対象年齢引き上げ

保険料率

8.4% → 8.2%
(1992.4月～)

8.5%
(1997.9月～)

8.2%
(2003.4月～)

9.34% → 9.50% → 10.00%
(2010年度) (2011年度) (2012年度～)

(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰越分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額措置が設けられた。

[参考データ3] 協会けんぽにおける加入者一人当たり医療費と平均標準報酬月額伸び率の推移

年度	全国健康保険協会 1人当たり医療費 (円)		全国健康保険協会 平均標準報酬月額 (円)		
		伸び率 (%)		伸び率 (%)	制度改正 調整後 伸び率
2008	74,343	-	285,145	-	-
2009	148,742	-	279,445	▲2.0	▲2.0
2010	153,184	+3.0	276,175	▲1.2	▲1.2
2011	156,400	+2.1	275,203	▲0.4	▲0.4
2012	158,290	+1.2	275,402	+0.1	+0.1
2013	160,855	+1.6	276,224	+0.3	+0.3
2014	163,930	+1.9	278,143	+0.7	+0.7
2015	170,938	+4.3	280,521	+0.9	+0.9
2016	171,049	+0.1	283,550	+1.1	+0.6
2017	175,332	+2.5	285,315	+0.6	+0.6
2018	178,123	+1.6	288,770	+1.2	+1.2
2019	182,639	+2.5	290,748	+0.7	+0.7
2020	177,470	▲2.8	290,305	▲0.2	▲0.2
2021	191,551	+7.9	292,677	+0.8	+0.8
2022	201,318	+5.1	298,627	+2.0	+1.6
2023	207,444	+3.0	304,484	+2.0	+1.5
2024	210,117	+1.3	309,426	+1.6	+1.6

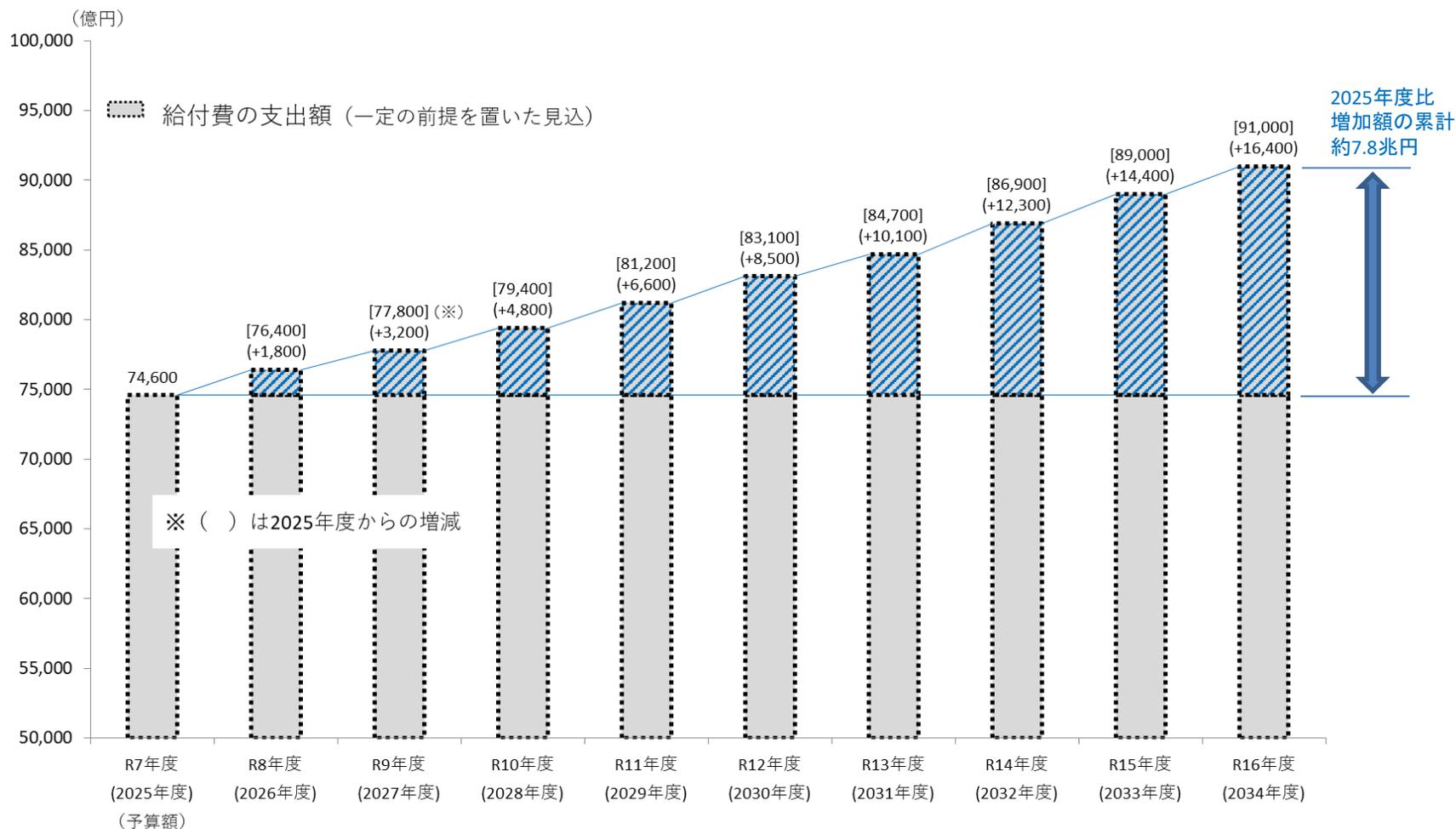
※ 2008年10月から2009年3月診療分までの6か月間のみ。

※ 2016年度の「制度改正調整後伸び率」は、標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除いた場合のもの。

※ 2022年度及び2023年度の「制度改正調整後伸び率」は、適用拡大の影響（それぞれ+0.4%、+0.5%）を除いた場合のもの。

[参考データ4] 保険給付費の機械的試算

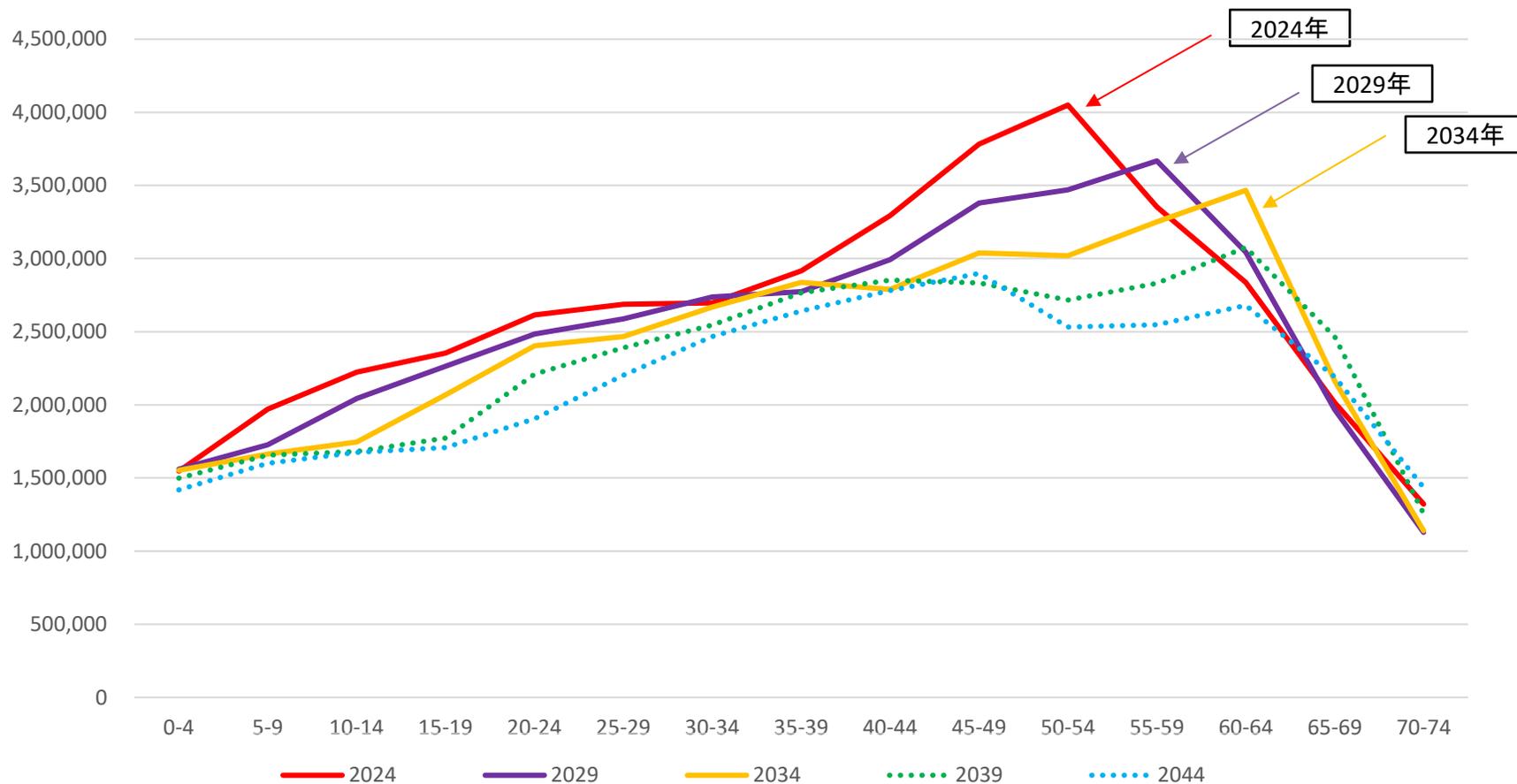
保険給付費の推計をみると、2034年度は9兆1,000億円の見込みであり、2025年度と比較すると約1兆6,400億円増加している。また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円、2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約7.8兆円となる。



(※) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケースI (75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+2.8%、賃金上昇率+1.8%) による推計値。百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ5] 年齢階級別加入者数の推移（5歳階級）

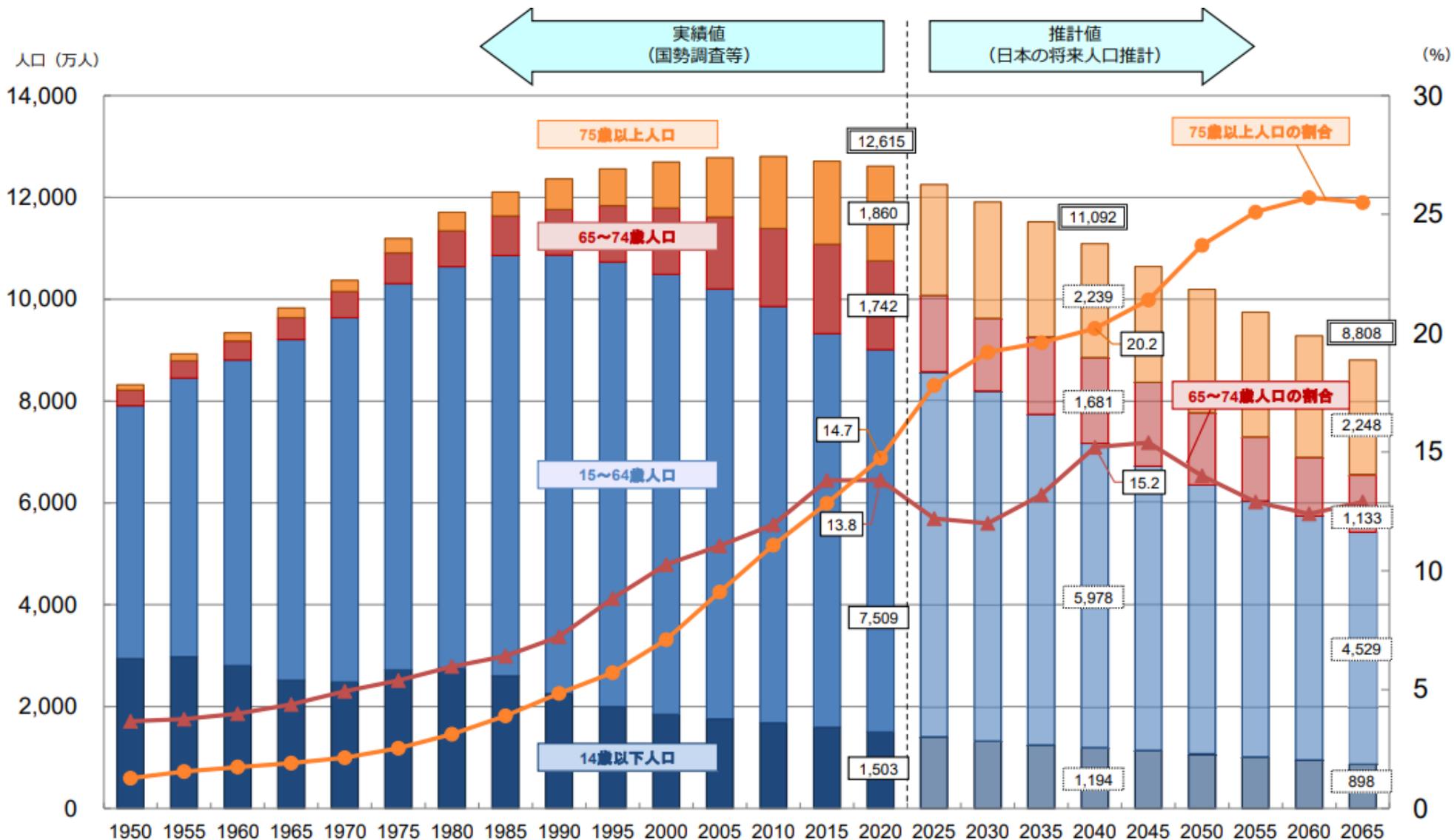
- 年齢階級別加入者数をみると、2024年度は団塊ジュニア世代を含む50～54歳の階級が最も多くなっている。
- 2024年度時点の年齢階級別協会けんぽ加入率を基に推計（注1）した加入者数をみると、2029年度及び2034年度も団塊ジュニア世代の加入者数が最も多くなる見込み。
- 一方、65歳以上は退職等の影響（注2）で協会けんぽ加入率が低く、2039年度及び2044年度には団塊ジュニア世代の加入者数が減少する見込み。



注1 2025年以降の加入者数は、将来推計人口（令和5年推計）の年齢階級別人口に、2024年の年齢階級別協会けんぽ加入率を乗じて算出している。

注2 今後、高齢者雇用の進展により、60歳代以上の加入者数が上振れする可能性がある。

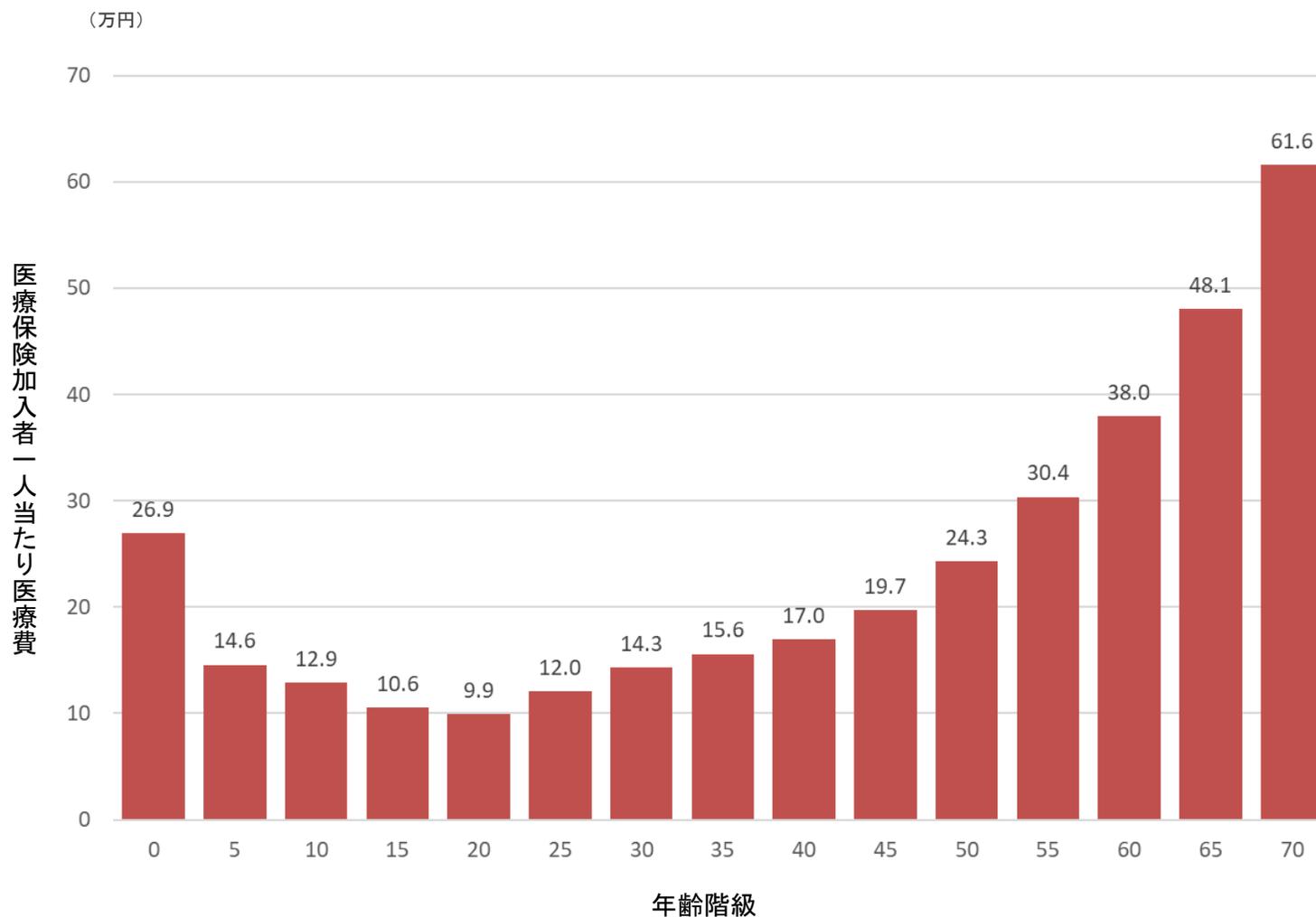
【参考データ6】 年齢階層別人口の推移



資料：2020年度までは総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

[参考データ7] 5歳階級別医療費（基礎資料）

医療保険加入者一人当たり医療費を5歳階級別にみると、20歳以上では年齢上昇とともに高くなっており、50歳以上の階級で、一人当たり医療費が20万円を超えている。



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」

※ 令和4年度実績、医療保険制度計

[参考データ8] 医療費の伸びの要因分解

医療費の伸び率の要因分解

	H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
医療費の伸び率 ①	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%	2.9% (注1)
人口増の影響 ②	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.5%
高齢化の影響 ③	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.7% (注2)
診療報酬改定等 ④	0.19%		0.004%		0.1% -1.26% 消費税対応 1.36% (注3)		-1.33% (注4)		-1.19% (注5)	-0.07% (注6)	-0.46% (注7)	-0.9% (注8)	-0.94%	-0.64% (注9)
その他 (①-②-③-④) ・医療の高度化 ・患者負担の見直し等	2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.2%	3.3%
制度改正					H26.4 70-74歳 2割負担 (注10)								R4.10 一定以上 所得高齢者 2割負担	

注1：医療費の伸び率は、令和4年度までは国民医療費の伸び率、令和5年度は概算医療費（審査支払機関で審査した医療費）の伸び率（上表の斜体字、速報値）であり、医療保険と公費負担医療の合計である。

注2：令和5年度の高齢化の影響は、令和4年度の年齢別1人当たり医療費と令和4年度、5年度の年齢別人口からの推計値である。

注3：平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。

注4：平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢値等改定分で計算すると-1.03%。

なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。

注5：平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢値等改定分で計算すると-0.9%。

注6：令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定（診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%）のうち影響を受ける期間を考慮した値。

注7：令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。

注8：令和3年度の国民医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。

注9：令和5年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。

注10：70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除（1割→2割）。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

【参考データ9】 経済財政運営と改革の基本方針2025（2025年6月13日閣議決定）一部抜粋

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費²⁰⁴については、医療・介護等の現場の厳しい現状や収支等を含めた財政の状況を踏まえ、これまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する。非社会保障関係費²⁰⁵及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことには変わりはないが、PBの黒字化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着手していく。

（税制改革）

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討²⁰⁶を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（1）全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の定価価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかりと図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

した必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ²⁰⁷の実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

持続可能な社会保障制度のための改革を実施し、現役世代の保険料負担を含む国民負担の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し²⁰⁸や、地域フォーミュラリの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底²¹¹、がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について²¹²、引き続き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

（中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築）

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程²¹³を踏まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータの二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト／シェアなど、医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上につなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化²¹⁴を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策を講ずる。

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研究を始めEBPMIによるワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制すると

²⁰⁷ 日本労働組合総連合会の集計によれば、現時点（第6回集計）で定期昇給を含む平均賃上げ率は5.26%（うちベースアップのみで3.71%）、組合員数300人未満の組合の平均賃上げ率は4.70%（うちベースアップのみで3.51%）となっている。

²⁰⁸ 医療機関における必要な受診を確保し、こどもや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ、個別品目に関する対応について適正使用の取組の検討や、セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチOTC化に向けた実効的な方策の検討を含む。

²⁰⁹ 普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。

²¹⁰ 人口減少等により不要となると推定される一般病棟・療養病棟・精神病棟といった病棟について、地域の実情を踏まえた調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想までに削減を図る。

²¹¹ 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調査の現状も踏まえつつ、マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制度設計を進める。

²¹² 詳細については、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会）を参照。

²¹³ 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（令和5年12月22日閣議決定）。

²¹⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

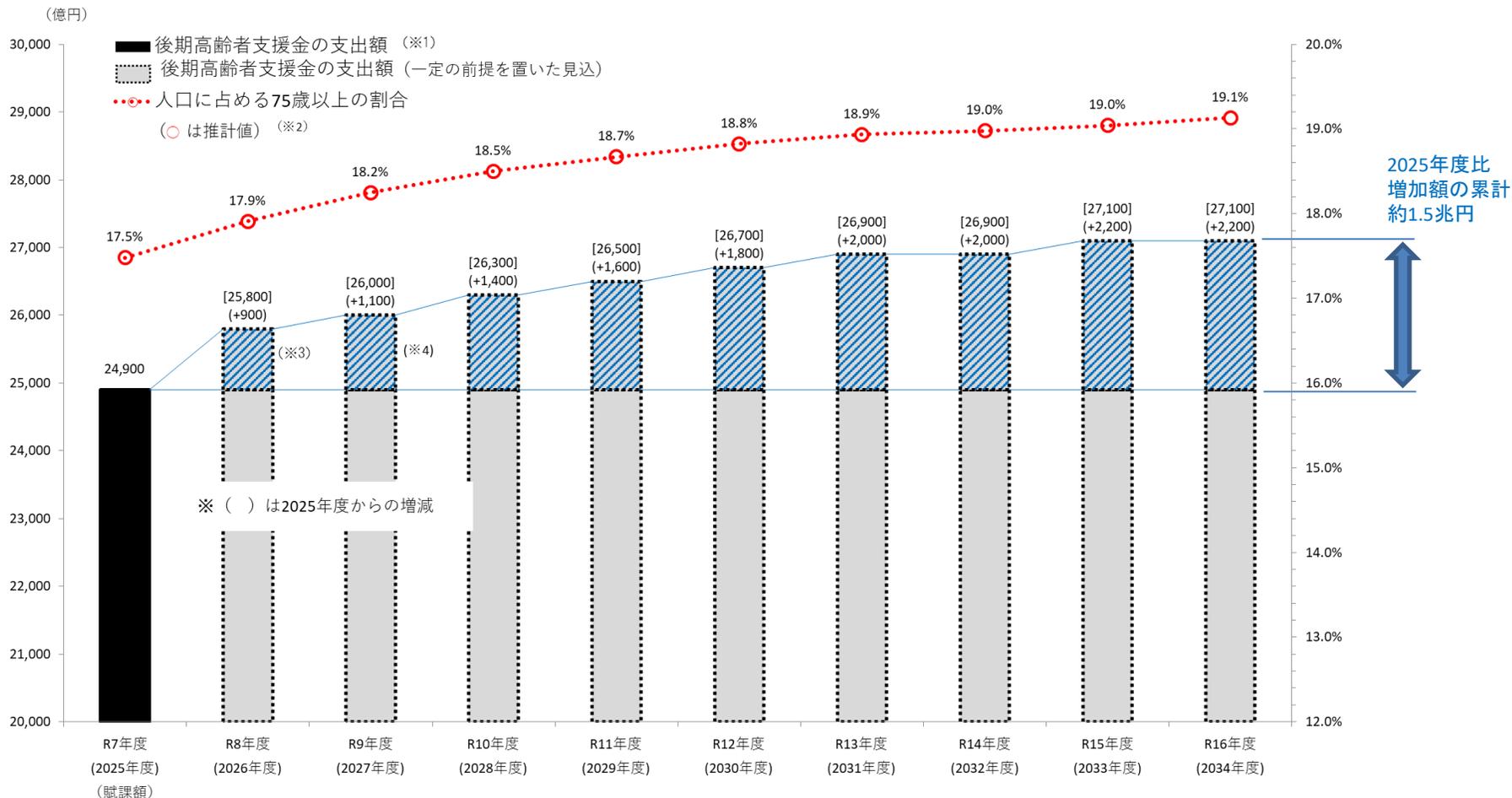
²⁰⁴ 社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する。

²⁰⁵ 令和7年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和6年度予算の増（+1,600億円程度）と同水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目減りしないよう、相当額（+1,400億円程度）を上乗せし、+3,000億円程度とした。

²⁰⁶ 所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）に基づく。

[参考データ10] 後期高齢者支援金の機械的試算

後期高齢者支援金の推計をみると、2034年度は2兆7,100億円の見込みであり、2025年度と比較すると約2,200億円増加している。また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約0.7兆円、2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約1.5兆円となる。



(※1) 後期高齢者支援金については、当該年度の支出額（当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額）である。

(※2) 人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」（国立社会保障・人口問題研究所、2023推計）による。

(※3) 2026年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額（見込額）に前々年度の精算額（見込額）を加味している。

(※4) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケースⅠ（75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.6%、賃金上昇率+1.8%）による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。

金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

【参考データ11】被用者保険の適用拡大

I 1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険（被用者保険）の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者（パート労働者など）の厚生年金等の適用要件を改正〕

- 撤廃**
- ① 賃金が月額8.8万円（年収106万円相当）以上
 - ② 週所定労働時間が20時間以上（雇用契約で判断）
 - ③ 学生は適用対象外
- 段階的に撤廃**
- ④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件（年額換算で約106万円）を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 <公布から3年以内の政令で定める日から施行>

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件 より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模（常勤の従業員数で判断）	実績値	実施時期
500人超	約107万人	2016年10月
100人超	約107万人 (実績値)	2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

今回改正

〔個人事業所の適用業種を拡大（フルタイムも含めた適用拡大）〕

- 常時5人以上の者を使用する事業所
- 法律で定める17業種 適用（現行どおり）
 - 上記以外の業種（※） 非適用 ⇒ **適用**
- ※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等
5人未満の事業所 非適用（現行どおり）

<2029年10月施行>
ただし、経過措置として、施行時に存在する事業所は当面期限を定めず適用除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、
【支援策】 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援（就業調整を減らすための保険料調整）

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の定める割合（下表）に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。
（事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援）

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)	11.8万 (142万)	12.6万 (151万)	13.4万 (161万)
労働者の負担割合	50% →25%	50% →30%	50% →36%	50% →41%	50% →45%	50% →48%	50%

※ 3年目は軽減割合を半減

事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討（令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成）

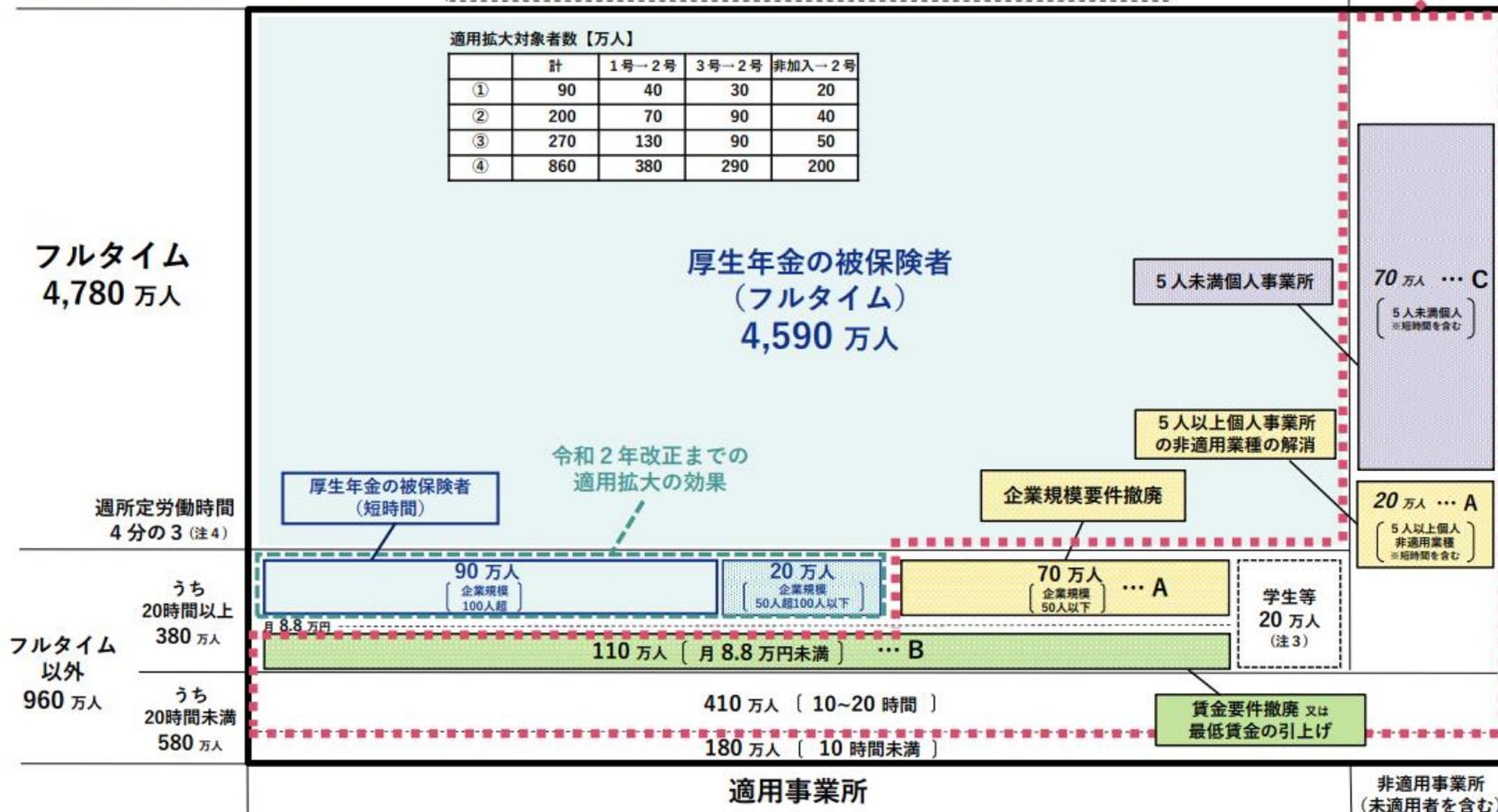
[参考データ12] 適用拡大対象者数

(参考) 被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数

雇用者全体 (2023年度時点)

5,740万人 ※70歳以上を除く

- ① 90万人・・・企業規模要件撤廃+非適用業種の解消 (A)
- ② 200万人・・・①+賃金要件撤廃又は最低賃金の引上げ (A+B)
- ③ 270万人・・・②+5人未満個人事業所 (A+B+C)
- ④ 860万人・・・週10時間以上の全ての被用者へ適用拡大 (D)



注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。

注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。

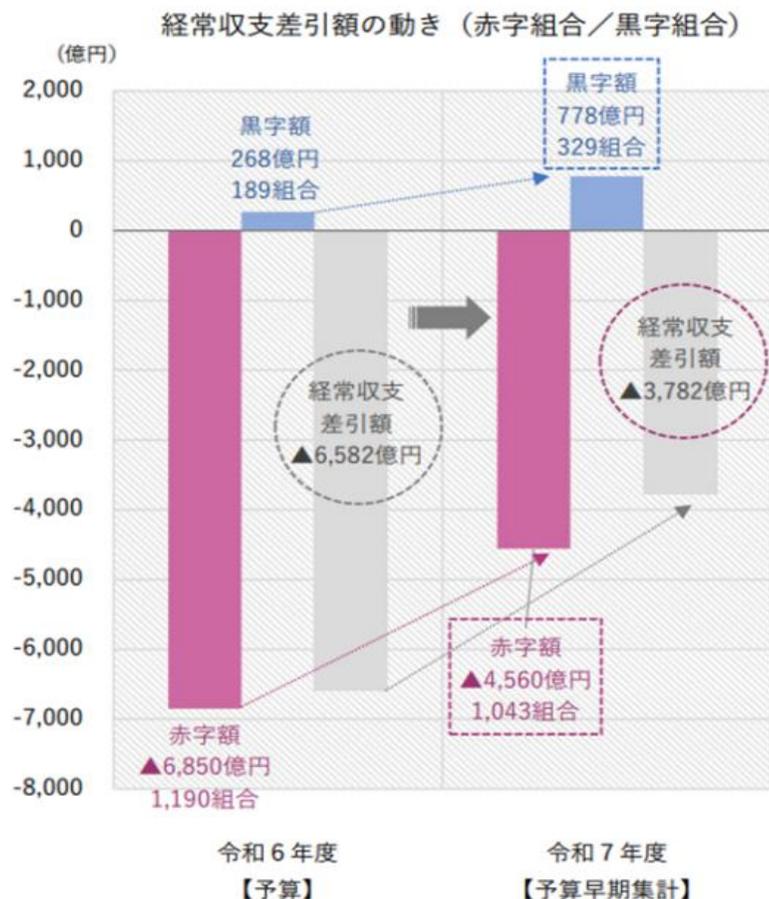
注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。

注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

[参考データ13] 令和7年度健康保険組合予算編成状況

3. 令和7年度【予算】(早期集計)：赤字1,043組合／黒字329組合の経常収支差引額

● 赤字組合は、前年度予算に比べ147組合減少して1,043組合（構成比：76.0%）となり、赤字総額は2,291億円減の▲4,560億円となる見通し。一方、黒字組合は、140組合増加して329組合（同24.0%）となり、黒字総額は510億円増の778億円。



	令和7年度予算 (早期集計)	令和6年度予算	対前年度差
経常収入 (①)	9兆3,936億円	9兆0,057億円	3,878億円
経常支出 (②)	9兆7,717億円	9兆6,640億円	1,078億円
経常収支差 (①-②)	▲3,782億円	▲6,582億円	2,800億円

経常収支差【赤字】

赤字総額	▲4,560億円	▲6,850億円	2,291億円
赤字組合数	1,043組合	1,190組合	▲147組合
赤字組合の割合	76.0%	86.3%	▲10.3ポイント

経常収支差【黒字】

黒字総額	778億円	268億円	510億円
黒字組合数	329組合	189組合	140組合
黒字組合の割合	24.0%	13.7%	10.3ポイント

1. 令和7年度予算早期集計の赤字・黒字組合数及び赤字・黒字額は、1,372組合ベース（推計）の値である。
2. 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

[参考データ14] 令和7年度健康保険組合予算編成状況 保険料率別組合数

表4 保険料率別組合数

	全組合							
	単一組合		総合組合					
	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	構成割合 (%)	6年度	構成割合 (%)
6.0%未満	2	2	0	0	2	0.15	2	0.15
6.0%～6.5%未満	10	15	0	0	10	0.73	15	1.09
6.5%～7.0%未満	12	12	0	0	12	0.88	12	0.87
7.0%～7.5%未満	21	21	0	0	21	1.54	21	1.52
7.5%～8.0%未満	46	51	1	1	47	3.44	52	3.77
8.0%～8.5%未満	98	107	3	3	101	7.38	110	7.98
8.5%～9.0%未満	172	178	6	7	178	13.01	185	13.42
9.0%～9.5%未満	252	246	28	28	280	20.47	274	19.87
9.5%～10.0%未満	276	269	106	104	382	27.92	373	27.05
10.0%～10.5%未満	158	158	80	81	238	17.40	239	17.33
10.5%～11.0%未満	41	41	23	22	64	4.68	63	4.57
11.0%以上	25	25	8	8	33	2.41	33	2.39
計	1,113	1,125	255	254	1,368	100.00	1,379	100.00
平均	9.21	9.18	9.88	9.87	9.34	—	9.31	—
協会けんぽ料率（10.0%）の組合数（再掲）	93	97	42	46	135	9.87	143	10.37
協会けんぽ料率（10.0%）超の組合数（再掲）	131	127	69	65	200	14.62	192	13.92
協会けんぽ料率（10.0%）以上の組合数（再掲）	224	224	111	111	335	24.49	335	24.29

1. 7年度欄については、予算データ報告があった組合（1,368組合）ベースの数値である。
2. 保険料率には調整保険料率が含まれる。
3. 構成割合は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が計に合わない場合もある。

保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビッグデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し（案）

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

- 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

- 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

- 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施

実施内容について

令和7年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- ▶ 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部（北海道・徳島・佐賀）において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- ▶ 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

令和8年度

人間ドックに対する補助の実施

- ▶ 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助（25,000円）を実施。
- ▶ 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は日本人間ドック・予防医療学会等が実施する第三者認証（健診施設機能評価等）を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

若年層を対象とした健診の実施

- ▶ 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- ▶ 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ▶ 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- ▶ 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

- ▶ 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

所要見込み額 令和7年度0.1億円程度、令和8年度280億円程度、令和9年度160億円程度

協会けんぽ（医療分）の2024(令和6)年度決算を足元とした
収支見通し（2025(令和7)年9月試算）について（概要）

目次

○ 試算の趣旨	19
1. 2024年度の協会けんぽの決算について	20
2. 収支見通しの前提	21
3. 2027年度以降の伸び率の前提	23
(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率	23
① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提	23
② 幅を持った試算の前提	28
(2) 被保険者数等の伸び率	31
4. 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提	33
5. 2026年度から2030年度までの5年間の収支見通し	37
5. 今後10年間のごく粗い試算	62

○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算^注を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しする（37～61ページ）。

注）2025（令和7）年7月4日公表

- 加えて、今後の保険料率について、より中長期的な視点を踏まえてご検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算も併せてお示しする。（62～72ページ）

1. 2024年度の協会けんぽの決算について
 (2025年7月4日公表 7月24日第136回運営委員会資料1-3より抜粋)

協会けんぽの2024年度の収支【医療分】

(億円)

収入	保険料収入	106,490
	国庫補助等	11,690
	その他	346
	計	118,525
支出	保険給付費	72,552
	前期高齢者納付金	12,863
	後期高齢者支援金	23,332
	退職者給付拠出金	0
	その他	3,193
	計	111,939
単年度収支差		6,586
準備金残高		58,662
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

2. 収支見通しの前提

- (1) 2025（令和7）年度及び2026（令和8）年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、国における2026年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定^{注1)}した。

注1) 賃金上昇率：2025年度1.7%、2026年度1.6%
加入者一人当たり医療給付費の伸び率：2025年度1.0%、2026年度1.6%
被保険者数の伸び率：2025年度1.5%、2026年度0.4%

- (2) 2027（令和9）年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
- 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
 - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く（低く）なれば医療費の伸び率も上振れ（下振れ）する可能性が高い」という考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

2. 収支見通しの前提（続き）

(3) 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」（令和7年法律第74号）^{注2)}による被用者保険の適用拡大の影響及び「保健事業の一層の推進」（人間ドックに対する補助の実施等）にかかる費用を試算に織り込んだ。

注2) 主な改正の概要

- ・短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を2027（令和9）年10月1日から2035（令和17）年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。
※既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2027年度以降の賃金上昇率については、協会における実績に基づき以下の3通りをおく。

具体的には、協会における直近10年の標準報酬月額伸び率平均をケースⅢ（昨年度のケースⅡに相当）とし、直近10年実績平均の2倍をケースⅠ（昨年度と同様）、ケースⅠとケースⅢの概ね中間をケースⅡとして設定する。

表1. 賃金上昇率の前提（2027年度以降）

ケース	賃金上昇率
ケースⅠ	1.8% ⁴⁾
ケースⅡ	1.4% ⁵⁾
ケースⅢ	0.9% ³⁾

注3) 平均標準報酬月額の増減率の2015（平成27）年度～2024（令和6）年度の10年平均（2016年4月の標準報酬月額の上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く）。

注4) ケースⅢ（直近10年実績平均0.9%）の2倍となるように1.8%と設定。

注5) ケースⅠとケースⅢの概ね中間をケースⅡとして1.4%を設定。

(参考) 平均標準報酬月額推移

年度	平均標準報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの
2015	280,521円	0.9%	0.9%
2016	283,550円	1.1%	0.6% ⁶⁾
2017	285,315円	0.6%	0.6%
2018	288,770円	1.2%	1.2%
2019	290,748円	0.7%	0.7%
2020	290,305円	▲0.2%	▲0.2%
2021	292,677円	0.8%	0.8%
2022	298,627円	2.0%	1.6% ⁷⁾
2023	304,484円	2.0%	1.5% ⁷⁾
2024	309,426円	1.6%	1.6%

直近10年平均
0.9%
(上限改定・適用拡大の影響除く)

直近4年平均
1.4%
(適用拡大の影響除く)

注6) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注7) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合のもの。

(参考) 賃金等の伸び率の状況 (各種調査による違い)

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の前年同月比伸び率や毎月勤労統計調査は、退職・採用の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争(連合)」や「中小企業の賃金改定に関する調査(日本商工会議所・東京商工会議所)」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には多くの小規模事業所が含まれること等から、単純には比較できない。

	春季賃上げ状況		協会けんぽ 平均標準報酬月額		厚生労働省 毎月勤労統計調査
	連合※1 ※2	日本商工会議所・ 東京商工会議所※3	コホート※4 2024年9月	全被保険者※4 2024年9月	4月分(確報)
調査結果 (2024年)	(99人以下) 3.98%	(正社員20人以下) 3.34%	3.2%	1.8%	(常用雇用労働者5~29人) 1.7%
	(299人以下) 4.45%	(正社員全体) 3.62%			(常用雇用労働者5人以上) 2.1%
	(300人以上) 5.19%				〔※2024年度平均〕 1.6%
	(全体) 5.10%				
調査結果 (2025年)	(99人以下) 4.36%	(正社員20人以下) 3.54%	-	-	(常用雇用労働者5~29人) 1.8%
	(299人以下) 4.65%	(正社員全体) 4.03%			(常用雇用労働者5人以上) 2.6%
	(300人以上) 5.33%				
	(全体) 5.25%				
調査対象等	組合員を対象。同一労働者の前年と当年の賃金比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。平均賃金方式。	中小企業において前年4月と当年4月の両期間に在籍、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員の賃金の比較。ベースアップ、定期昇給を含み、残業代を含まない。	「各年度9月について前年同月に共通して加入している被保険者」を集計対象としたときの対前年同月比伸び率	新規加入者・喪失者を含めた被保険者全体の対前年同月比伸び率	一般労働者における決まって支給する給与(基本給、時間外給与等)の対前年同月比伸び率。月々の労働者の賃金の平均であり、労働者の入職、離職から影響を受ける。
	← 同一労働者の比較		構成変化(入職、離職等)の影響を含む比較 →		

※1 連合「2024春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2024年7月3日)

※2 連合「2025春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2025年7月3日)

※3 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」(2024年6月5日、2025年6月4日)

※4 4月から6月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提（続き）

医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、診療報酬の改定年度もその谷間の年度も同回数含む、2019～2024年度までの直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）を使用する。

なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均（実績）は後期高齢者支援金の試算において使用する。

表2. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提（2027年度以降）

75歳未満	75歳以上
2.8%	0.6%

(参考) 2019～2024年度の1人当たり医療費の伸び率（協会けんぽ、後期高齢者）

年度	協会けんぽ	後期高齢者
2019	2.5%	1.4%
2020	▲2.8%	▲3.4%
2021	7.9%	2.1%
2022	5.1%	1.7%
2023	3.0%	0.9%
2024	1.3%	0.9% ⁸⁾
	2018年度に対する 2024年度の伸び (1年あたり平均) 2.8%	2018年度に対する 2024年度の伸び (1年あたり平均) 0.6%⁹⁾

注8) 第136回全国健康保険協会運営委員会（令和7年7月24日開催）資料2においては、2024年度の後期高齢者の医療費の伸び率の実績がまだ公表されていなかったため、協会において推計した伸び率（0.7%）としていたが、実績値に置き換えている。

注9) 2024年度の実績を反映させたことに伴い、第136回全国健康保険協会運営委員会 資料2において示した伸び率（0.5%）から見直しを行った。

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率（続き）

② 幅を持った試算の前提

さらに幅を持った機械的試算の前提として、賃金上昇率、医療給付費について、それぞれ複数の伸び率を設定する。

(ア) 賃金上昇率の幅を勘案した試算の前提

直近4年の高い賃金上昇率を踏まえて、直近10年実績平均の2倍としたケースⅠよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の実績平均（0.9%）と直近4年の実績平均（1.4%）の差の+0.5%を「構造変化相当分」としてケースⅠの伸び率に加えた「2.3%」を「ケースA」として設定する（考え方は昨年度と同様）。

また、あわせて標準報酬月額が全く伸びない「ケースB」を設定する（昨年度のケースⅢに相当）。

表3. 賃金上昇率の前提②（2027年度以降）

ケース	賃金上昇率
ケースA	2.3%
ケースⅠ	1.8%
ケースⅡ	1.4%
ケースⅢ	0.9%
ケースB	0.0%

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率

② 幅を持った試算の前提（続き）

(イ) 医療給付費の幅を勘案した試算の前提

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」ことを踏まえた機械的な前提として、賃金上昇率の5つのパターン（ケースⅠ～Ⅲ、ケースA、ケースB）と実績を踏まえた1人当たり医療給付費の伸び率（2.8%）との差が同程度となるよう、1人当たり医療給付費の伸び率を幅を持って設定する（考え方は昨年度と同様）。

※ 経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2025（2025年6月13日閣議決定）においては、以下のような記述がある。

（p 38-39 「2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針（1）全世代型社会保障の構築」より抜粋）

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

③ その他

現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する（考え方は昨年度と同様）。

図1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

			75歳未満一人当たり医療給付費の伸び (%)										
			0.5%	1.0%	1.4%	1.9%	2.3%~ 2.4%	2.8%	3.2%~ 3.3%	3.7%	4.2%	4.6%	5.1%
ケース													
賃 金 上 昇 率 (%)	A	2.3						A(a) 医 2.8 賃 2.3 差 0.5	A(b) 医 3.3 賃 2.3 差 1.0	A(c) 医 3.7 賃 2.3 差 1.4	A(d) 医 4.2 賃 2.3 差 1.9		A(e) 医 5.1 賃 2.3 差 2.8
	I	1.8					I a 医 2.3 賃 1.8 差 0.5	I b 医 2.8 賃 1.8 差 1.0	I c 医 3.2 賃 1.8 差 1.4	I d 医 3.7 賃 1.8 差 1.9		I e 医 4.6 賃 1.8 差 2.8	
	II	1.4				II a 医 1.9 賃 1.4 差 0.5	II b 医 2.4 賃 1.4 差 1.0	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	II d 医 3.3 賃 1.4 差 1.9		II e 医 4.2 賃 1.4 差 2.8		
	III	0.9			III a 医 1.4 賃 0.9 差 0.5	III b 医 1.9 賃 0.9 差 1.0	III c 医 2.3 賃 0.9 差 1.4	III d 医 2.8 賃 0.9 差 1.9		III e 医 3.7 賃 0.9 差 2.8			
	B	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 差 0.5	B(b) 医 1.0 賃 0.0 差 1.0	B(c) 医 1.4 賃 0.0 差 1.4	B(d) 医 1.9 賃 0.0 差 1.9		B(e) 医 2.8 賃 0.0 差 2.8					

※ 全試算パターンとも75歳以上の一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%とする。

医：75歳未満一人当たり医療給付費の伸び (%)

賃：賃金上昇率 (%)

差：「医」と「賃」の差

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(2) 被保険者数等の伸び率

2027年度以降の被保険者数等については、将来推計人口^{注10)}の出生中位（死亡中位）を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

注10) 2023年4月26日 国立社会保障・人口問題研究所

(参考) 合計特殊出生率

	実績	
	2023年	2024年
合計特殊出生率	1.20	1.15

将来推計人口の仮定値（2024年） ^{注11)}		
出生高位	出生中位	出生低位
1.43	1.27	1.12

注11) 将来推計人口の仮定値表における2024年の合計特殊出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

3. 2027年度以降の伸び率の前提

(参考) 被保険者数及び総報酬額の試算結果

各ケースに共通する被保険者数及び総報酬額の試算結果は以下の通り。

		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
被保険者数(千人)		26,200	26,400	26,300	26,200	26,200	26,100
総報酬額 (億円)	賃金上昇率2.3%	1,103,700	1,127,800	1,147,700	1,167,800	1,189,100	1,210,300
	賃金上昇率1.8%	1,103,700	1,127,800	1,142,000	1,156,400	1,171,700	1,186,800
	賃金上昇率1.4%	1,103,700	1,127,800	1,137,400	1,147,300	1,157,800	1,168,100
	賃金上昇率0.9%	1,103,700	1,127,700	1,131,800	1,135,800	1,140,700	1,145,200
	賃金上昇率0.0%	1,103,700	1,127,700	1,121,600	1,115,600	1,110,300	1,104,600

4. 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提

追加ケースとして、仮に、現状より労働参加が進むことを見込んだ場合の被保険者数等を前提とした試算を行うこととし、前記「2. (1) ①協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」において設定した3つの試算パターン（賃金上昇率のパターンⅠ～Ⅲ、医療給付費の伸び 2.8%）について、以下の2つの試算ケースを別途設定する。

令和6年年金財政検証（以下「財政検証」という。）では、将来の社会・経済状況の前提の1つとして、労働力の前提^{注12)}について「労働参加進展シナリオ」、「労働参加漸進シナリオ」、「労働参加現状シナリオ」と3つのシナリオを設定している。

将来推計人口の出生中位（死亡中位）を用いた従来の被保険者数の見通しは、財政検証における厚生年金被保険者数と比較すると、「労働参加現状シナリオ」と同程度の被保険者数の減少を見込むものとなっていることから、同シナリオと「労働参加進展シナリオ」、「労働参加漸進シナリオ」の公的年金被保険者数等の見込みの差分を従来の5年収支見通しの試算方法による被保険者数等の見込みに上乗せする。

注12) 「労働力需給の推計」（2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構）による。

(参考) 令和6年年金財政検証 <社会・経済状況に関する諸前提>

労働力の前提	就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合	
	2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年
「労働力需給の推計」 (2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)				
①労働参加 <u>進展</u> シナリオ	6,724万人	6,734万人	60.9%	66.4%
②労働参加 <u>漸進</u> シナリオ	6,724万人	6,375万人	60.9%	62.9%
③労働参加 <u>現状</u> シナリオ	6,724万人	5,768万人	60.9%	56.9%

※ 第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)資料2-1より作成

4. 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提（続き）

表 4. 追加ケースの前提

追加ケース	① 労働参加進展ケース	② 労働参加漸進ケース
被保険者数等の前提となる財政検証におけるシナリオ	<p>「労働参加進展シナリオ」</p> <p>各種の経済・雇用政策を講ずることにより、成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者等の労働市場への参加が進展するシナリオ</p>	<p>「労働参加漸進シナリオ」</p> <p>各種の経済・雇用政策をある程度講ずることにより、経済成長と女性及び高齢者等の労働市場への参加が一定程度進むシナリオ</p>
「労働参加現状シナリオ」と各シナリオとの公的年金被保険者数等の見込みの差分（2035年度まで10年間）	<p>国民年金第1号被保険者数の減：▲210万人 国民年金第3号被保険者数の減：▲100万人 厚生年金被保険者数の増：+480万人</p>	<p>国民年金第1号被保険者数の減：▲120万人 国民年金第3号被保険者数の減：▲70万人 厚生年金被保険者数の増：+310万人</p>
各被保険者数等の試算方法	<p>上記の公的年金被保険者数等の見込みの差分及び医療保険各制度の年齢階級別加入者数を基礎として、上記の厚生年金被保険者数の増分等を直近の協会と健保組合の被保険者数等で按分^{注13)}し、人口に占める被保険者数等の年齢階級別割合の変動を見込んで、従来の被保険者数等の見通しに上乘せする。</p>	

注13) 按分比は協会けんぽと健保組合の被保険者数及び被扶養者数（健康保険・船員保険事業状況報告 月報 令和6年3月末時点）の比を採用している。

被保険者数比 協会：健保組合 = 約2,521万人：約1,668万人 = 約60：約40
 被扶養者数比 協会：健保組合 = 約1,433万人：約1,135万人 = 約56：約44

※ 追加ケースの試算にあたっては、就労促進により増加する被保険者の属性（賃金や一人当たり医療給付費の水準等）と現在の被保険者の属性が異なることが想定されるが、今回の試算では考慮していないことに留意が必要。

(参考) 協会試算における被保険者数・被扶養者数・扶養率の見通しの変化

(従来の(前記2.において設定した)前提・労働参加漸進・労働参加進展ケース別)

従来の(前記2.において設定した)前提

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,630	2,620	2,620	2,610	2,600	2,590	2,600	2,570	2,570
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,400	1,370	1,360	1,350	1,330	1,320	1,280	1,280	1,260
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,030	3,990	3,980	3,960	3,930	3,910	3,880	3,850	3,830
扶養率	0.54	0.53	0.53	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51	0.49	0.50	0.49

+130万人
(労働参加要因: +20万人)
(適用拡大要因: +110万人)

労働参加漸進シナリオとの差分を上乗せ(労働参加漸進ケース)

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,650	2,660	2,670	2,680	2,700	2,710	2,730	2,730	2,750
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,390	1,360	1,360	1,340	1,300	1,290	1,260	1,240	1,220
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,040	4,020	4,030	4,020	4,000	4,000	3,990	3,970	3,970
扶養率	0.54	0.53	0.52	0.51	0.51	0.50	0.48	0.48	0.46	0.45	0.44

+180万人

▲40万人

+220万人
(労働参加要因: +110万人)
(適用拡大要因: +110万人)

労働参加進展シナリオとの差分を上乗せ(労働参加進展ケース)

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,660	2,680	2,710	2,730	2,750	2,770	2,800	2,810	2,840
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,390	1,360	1,340	1,320	1,300	1,280	1,250	1,230	1,210
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,050	4,040	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,040	4,050
扶養率	0.54	0.53	0.52	0.51	0.49	0.48	0.47	0.46	0.45	0.44	0.43

+270万人

▲50万人

5. 2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間の収支見通し

協会けんぽ（医療分）の2024（令和6）年度決算を足元とした
収支見通し（2025（令和7）年9月試算）について（試算結果）

- ・ 赤(ケースⅠ～Ⅲ) : ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算
- ・ 青(ケースⅠa～Ⅲe,A,B) : ② 幅を持った試算

ケース		75歳未満一人当たり医療給付費の伸び（%）											
		0.5%	1.0%	1.4%	1.9%	2.3%～ 2.4%	2.8%	3.2%～ 3.3%	3.7%	4.2%	4.6%	5.1%	
賃金上昇率（%）	A	2.3	P42～45 ←					A(a)	A(b)	A(c)	A(d)		A(e)
								医 2.8	医 3.3	医 3.7	医 4.2		医 5.1
								賃 2.3	賃 2.3	賃 2.3	賃 2.3		賃 2.3
								差 0.5	差 1.0	差 1.4	差 1.9		差 2.8
	I	1.8	P46～49 ←					I a	I b	I c	I d		I e
		医 2.3						医 2.8	医 3.2	医 3.7		医 4.6	
		賃 1.8						賃 1.8	賃 1.8	賃 1.8		賃 1.8	
		差 0.5						差 1.0	差 1.4	差 1.9		差 2.8	
	Ⅱ	1.4	P50～53 ←					Ⅱ a	Ⅱ b	Ⅱ c	Ⅱ d		Ⅱ e
		医 1.9						医 2.4	医 2.8	医 3.3		医 4.2	
		賃 1.4						賃 1.4	賃 1.4	賃 1.4		賃 1.4	
		差 0.5						差 1.0	差 1.4	差 1.9		差 2.8	
	Ⅲ	0.9	P54～57 ←					Ⅲ a	Ⅲ b	Ⅲ c	Ⅲ d		Ⅲ e
		医 1.4						医 1.9	医 2.3	医 2.8		医 3.7	
		賃 0.9						賃 0.9	賃 0.9	賃 0.9		賃 0.9	
		差 0.5						差 1.0	差 1.4	差 1.9		差 2.8	
	B	0.0	P58～61 ←					B(a)	B(b)	B(c)	B(d)		B(e)
		医 0.5						医 1.0	医 1.4	医 1.9		医 2.8	
		賃 0.0						賃 0.0	賃 0.0	賃 0.0		賃 0.0	
		差 0.5						差 1.0	差 1.4	差 1.9		差 2.8	
			P38～41 ←										

試算結果の概要

① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

ケースⅠ (b): 賃金上昇率 1.8%
 ケースⅡ (c): 賃金上昇率 1.4%
 ケースⅢ (d): 賃金上昇率 0.9%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500
	準備金	65,000	70,700	76,400	81,700	86,700	91,300
ケースⅡ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000
	準備金	65,000	70,700	76,000	80,500	84,200	87,200
ケースⅢ	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000
	準備金	65,000	70,700	75,300	79,000	81,300	82,200

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%
ケースⅡ	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.7%
ケースⅢ	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	収支差	6,400	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400
	準備金	65,000	69,600	74,100	78,300	82,200	85,500
ケースⅡ	収支差	6,400	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800
	準備金	65,000	69,600	73,700	77,100	79,700	81,500
ケースⅢ	収支差	6,400	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100
	準備金	65,000	69,600	73,100	75,500	76,800	76,600

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	収支差	6,400	3,400	3,400	3,200	2,700	2,200
	準備金	65,000	68,500	71,800	74,900	77,500	79,700
ケースⅡ	収支差	6,400	3,400	3,000	2,400	1,400	700
	準備金	65,000	68,500	71,300	73,600	75,100	75,700
ケースⅢ	収支差	6,400	3,400	2,400	1,400	0	▲1,300
	準備金	65,000	68,500	70,800	72,100	72,100	71,000

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	収支差	6,400	2,300	2,300	2,000	1,400	1,000
	準備金	65,000	67,300	69,500	71,500	72,900	73,900
ケースⅡ	収支差	6,400	2,300	1,700	1,200	300	▲ 600
	準備金	65,000	67,300	69,100	70,200	70,600	70,000
ケースⅢ	収支差	6,400	2,300	1,200	300	▲1,100	▲2,400
	準備金	65,000	67,300	68,600	68,700	67,600	65,200

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	収支差	6,400	1,200	1,000	900	200	▲ 200
	準備金	65,000	66,200	67,200	68,000	68,300	68,100
ケースⅡ	収支差	6,400	1,200	600	100	▲ 900	▲1,700
	準備金	65,000	66,200	66,800	66,800	66,000	64,300
ケースⅢ	収支差	6,400	1,200	100	▲ 900	▲2,200	▲3,600
	準備金	65,000	66,200	66,300	65,400	63,100	59,600

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ	収支差	6,400	100	▲ 100	▲ 300	▲ 900	▲1,300
	準備金	65,000	65,100	65,000	64,600	63,700	62,300
ケースⅡ	収支差	6,400	100	▲ 500	▲1,000	▲2,000	▲2,900
	準備金	65,000	65,100	64,600	63,400	61,400	58,500
ケースⅢ	収支差	6,400	100	▲1,000	▲2,000	▲3,400	▲4,700
	準備金	65,000	65,100	64,100	62,000	58,600	53,900

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要

② 幅を持った試算

75歳未満の加入者の1人当たり医療給付費の伸び率
 ケースA(a) : 2.8%、ケースA(b) : 3.3%、ケースA(c) : 3.7%、
 ケースA(d) : 4.2%、ケースA(e) : 5.1%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	6,200	6,500	6,500	6,500
	準備金	65,000	70,700	76,900	83,300	89,700	96,300
ケースA(b)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,900	5,900	5,600	5,300
	準備金	65,000	70,700	76,600	82,400	88,000	93,300
ケースA(c)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,700	5,400	4,900	4,300
	準備金	65,000	70,700	76,400	81,700	86,500	90,700
ケースA(d)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,400	4,800	3,800	3,100
	準備金	65,000	70,700	76,100	80,800	84,600	87,700
ケースA(e)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,700	3,700	2,200	700
	準備金	65,000	70,700	75,400	79,100	81,300	81,900

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	9.5%	9.5%	9.4%	9.5%	9.5%
ケースA(b)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%
ケースA(c)	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%
ケースA(d)	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%
ケースA(e)	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	収支差	6,400	4,600	5,100	5,300	5,300	5,300
	準備金	65,000	69,600	74,700	79,800	85,100	90,400
ケースA(b)	収支差	6,400	4,600	4,800	4,700	4,400	4,100
	準備金	65,000	69,600	74,400	79,000	83,400	87,400
ケースA(c)	収支差	6,400	4,600	4,500	4,200	3,700	3,100
	準備金	65,000	69,600	74,100	78,200	81,800	84,900
ケースA(d)	収支差	6,400	4,600	4,200	3,600	2,700	1,800
	準備金	65,000	69,600	73,700	77,400	80,000	81,800
ケースA(e)	収支差	6,400	4,600	3,600	2,600	1,000	▲ 500
	準備金	65,000	69,600	73,200	75,600	76,600	76,100

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	収支差	6,400	3,400	3,900	4,100	4,100	4,100
	準備金	65,000	68,500	72,400	76,400	80,500	84,600
ケースA(b)	収支差	6,400	3,400	3,600	3,500	3,200	2,900
	準備金	65,000	68,500	72,100	75,500	78,600	81,500
ケースA(c)	収支差	6,400	3,400	3,400	3,100	2,400	1,900
	準備金	65,000	68,500	71,700	74,800	77,200	79,100
ケースA(d)	収支差	6,400	3,400	3,000	2,500	1,500	600
	準備金	65,000	68,500	71,400	73,800	75,400	76,000
ケースA(e)	収支差	6,400	3,400	2,400	1,400	▲ 200	▲ 1,700
	準備金	65,000	68,500	70,900	72,200	72,000	70,200

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	収支差	6,400	2,300	2,800	3,000	2,900	2,900
	準備金	65,000	67,300	70,100	73,000	75,800	78,800
ケースA(b)	収支差	6,400	2,300	2,500	2,400	1,900	1,700
	準備金	65,000	67,300	69,700	72,100	74,000	75,700
ケースA(c)	収支差	6,400	2,300	2,100	1,900	1,200	700
	準備金	65,000	67,300	69,500	71,300	72,600	73,200
ケースA(d)	収支差	6,400	2,300	1,800	1,300	300	▲ 600
	準備金	65,000	67,300	69,200	70,400	70,700	70,100
ケースA(e)	収支差	6,400	2,300	1,300	300	▲1,400	▲2,900
	準備金	65,000	67,300	68,600	68,800	67,400	64,400

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	収支差	6,400	1,200	1,600	1,800	1,800	1,700
	準備金	65,000	66,200	67,800	69,600	71,200	72,900
ケースA(b)	収支差	6,400	1,200	1,200	1,200	800	500
	準備金	65,000	66,200	67,500	68,600	69,400	69,800
ケースA(c)	収支差	6,400	1,200	1,000	800	0	▲ 600
	準備金	65,000	66,200	67,200	67,900	67,900	67,400
ケースA(d)	収支差	6,400	1,200	700	200	▲ 900	▲1,800
	準備金	65,000	66,200	66,900	67,000	66,100	64,300
ケースA(e)	収支差	6,400	1,200	100	▲ 900	▲2,500	▲4,200
	準備金	65,000	66,200	66,400	65,400	62,700	58,600

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースA(a)	収支差	6,400	100	500	600	600	500
	準備金	65,000	65,100	65,500	66,000	66,600	67,100
ケースA(b)	収支差	6,400	100	100	100	▲ 400	▲ 700
	準備金	65,000	65,100	65,200	65,100	64,800	64,000
ケースA(c)	収支差	6,400	100	▲ 100	▲ 400	▲1,100	▲1,800
	準備金	65,000	65,100	64,900	64,400	63,300	61,500
ケースA(d)	収支差	6,400	100	▲ 500	▲1,000	▲2,100	▲3,000
	準備金	65,000	65,100	64,600	63,500	61,500	58,500
ケースA(e)	収支差	6,400	100	▲1,000	▲2,100	▲3,700	▲5,400
	準備金	65,000	65,100	64,100	61,800	58,100	52,700

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

75歳未満の加入者の1人当たり医療給付費の伸び率
 ケース I a: 2.3%、ケース I b (I): 2.8%、ケース I c: 3.2%、
 ケース I d: 3.7%、ケース I e : 4.6%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケース I (a)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	6,000	6,000	5,900	5,700
	準備金	65,000	70,700	76,700	82,600	88,500	94,300
ケース I (b) (I)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500
	準備金	65,000	70,700	76,400	81,700	86,700	91,300
ケース I (c)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,400	5,000	4,300	3,600
	準備金	65,000	70,700	76,100	81,000	85,200	88,800
ケース I (d)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,100	4,400	3,300	2,300
	準備金	65,000	70,700	75,800	80,100	83,400	85,800
ケース I (e)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,500	3,300	1,600	0
	準備金	65,000	70,700	75,200	78,400	80,100	80,100

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケース I (a)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%
ケース I (b) (I)	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%
ケース I (c)	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%
ケース I (d)	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%	9.8%
ケース I (e)	9.5%	9.6%	9.7%	9.9%	10.0%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースI(a)	収支差	6,400	4,600	4,800	4,900	4,700	4,600
	準備金	65,000	69,600	74,400	79,200	83,900	88,500
ケースI(b)(I)	収支差	6,400	4,600	4,500	4,300	3,800	3,400
	準備金	65,000	69,600	74,100	78,300	82,200	85,500
ケースI(c)	収支差	6,400	4,600	4,300	3,800	3,000	2,400
	準備金	65,000	69,600	73,900	77,600	80,600	83,000
ケースI(d)	収支差	6,400	4,600	4,000	3,200	2,100	1,100
	準備金	65,000	69,600	73,500	76,600	78,800	79,900
ケースI(e)	収支差	6,400	4,600	3,300	2,200	500	▲1,200
	準備金	65,000	69,600	72,900	75,000	75,500	74,300

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースI(a)	収支差	6,400	3,400	3,700	3,700	3,600	3,400
	準備金	65,000	68,500	72,200	75,800	79,400	82,700
ケースI(b)(I)	収支差	6,400	3,400	3,400	3,200	2,700	2,200
	準備金	65,000	68,500	71,800	74,900	77,500	79,700
ケースI(c)	収支差	6,400	3,400	3,200	2,700	1,900	1,200
	準備金	65,000	68,500	71,500	74,200	76,100	77,300
ケースI(d)	収支差	6,400	3,400	2,800	2,100	1,000	▲100
	準備金	65,000	68,500	71,200	73,200	74,300	74,200
ケースI(e)	収支差	6,400	3,400	2,200	1,000	▲700	▲2,400
	準備金	65,000	68,500	70,700	71,600	70,900	68,500

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースI(a)	収支差	6,400	2,300	2,600	2,600	2,400	2,200
	準備金	65,000	67,300	69,800	72,400	74,700	76,900
ケースI(b)(I)	収支差	6,400	2,300	2,300	2,000	1,400	1,000
	準備金	65,000	67,300	69,500	71,500	72,900	73,900
ケースI(c)	収支差	6,400	2,300	1,900	1,500	700	0
	準備金	65,000	67,300	69,300	70,700	71,500	71,400
ケースI(d)	収支差	6,400	2,300	1,600	900	▲ 200	▲1,300
	準備金	65,000	67,300	69,000	69,800	69,600	68,300
ケースI(e)	収支差	6,400	2,300	1,100	▲ 100	▲1,800	▲3,500
	準備金	65,000	67,300	68,400	68,200	66,200	62,700

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースI(a)	収支差	6,400	1,200	1,400	1,400	1,200	1,000
	準備金	65,000	66,200	67,500	69,000	70,100	71,100
ケースI(b)(I)	収支差	6,400	1,200	1,000	900	200	▲ 200
	準備金	65,000	66,200	67,200	68,000	68,300	68,100
ケースI(c)	収支差	6,400	1,200	800	400	▲ 500	▲1,200
	準備金	65,000	66,200	67,000	67,300	66,800	65,700
ケースI(d)	収支差	6,400	1,200	500	▲ 200	▲1,400	▲2,500
	準備金	65,000	66,200	66,700	66,400	65,000	62,600
ケースI(e)	収支差	6,400	1,200	▲ 100	▲1,300	▲3,000	▲4,800
	準備金	65,000	66,200	66,200	64,800	61,700	57,000

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅠ(a)	収支差	6,400	100	200	300	0	▲ 100
	準備金	65,000	65,100	65,300	65,500	65,500	65,400
ケースⅠ(b)(Ⅰ)	収支差	6,400	100	▲ 100	▲ 300	▲ 900	▲ 1,300
	準備金	65,000	65,100	65,000	64,600	63,700	62,300
ケースⅠ(c)	収支差	6,400	100	▲ 400	▲ 800	▲ 1,600	▲ 2,400
	準備金	65,000	65,100	64,700	63,900	62,200	59,800
ケースⅠ(d)	収支差	6,400	100	▲ 700	▲ 1,400	▲ 2,500	▲ 3,600
	準備金	65,000	65,100	64,400	63,000	60,500	56,800
ケースⅠ(e)	収支差	6,400	100	▲ 1,200	▲ 2,400	▲ 4,200	▲ 6,000
	準備金	65,000	65,100	63,900	61,300	57,100	51,100

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要

② 幅を持った試算

75歳未満の加入者の1人当たり医療給付費の伸び率
 ケースⅡa: 1.9%、ケースⅡb: 2.4%、ケースⅡc(Ⅱ): 2.8%、
 ケースⅡd: 3.3%、ケースⅡe: 4.2%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,800	5,700	5,400	5,100
	準備金	65,000	70,700	76,500	82,100	87,500	92,700
ケースⅡ(b)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,500	5,100	4,500	4,000
	準備金	65,000	70,700	76,200	81,200	85,800	89,700
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000
	準備金	65,000	70,700	76,000	80,500	84,200	87,200
ケースⅡ(d)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,900	4,100	2,800	1,800
	準備金	65,000	70,700	75,700	79,600	82,500	84,200
ケースⅡ(e)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,300	3,000	1,200	▲ 600
	準備金	65,000	70,700	75,000	77,900	79,100	78,600

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	9.5%	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%
ケースⅡ(b)	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.7%
ケースⅡ(d)	9.5%	9.6%	9.6%	9.8%	9.9%
ケースⅡ(e)	9.5%	9.6%	9.7%	9.9%	10.1%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	収支差	6,400	4,600	4,700	4,600	4,300	4,000
	準備金	65,000	69,600	74,200	78,700	83,000	86,900
ケースⅡ(b)	収支差	6,400	4,600	4,400	4,000	3,400	2,800
	準備金	65,000	69,600	73,900	77,800	81,100	83,900
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	収支差	6,400	4,600	4,100	3,500	2,600	1,800
	準備金	65,000	69,600	73,700	77,100	79,700	81,500
ケースⅡ(d)	収支差	6,400	4,600	3,800	2,900	1,700	500
	準備金	65,000	69,600	73,300	76,100	77,900	78,400
ケースⅡ(e)	収支差	6,400	4,600	3,200	1,900	100	▲1,700
	準備金	65,000	69,600	72,800	74,500	74,600	72,900

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	収支差	6,400	3,400	3,500	3,400	3,100	2,800
	準備金	65,000	68,500	72,000	75,300	78,400	81,200
ケースⅡ(b)	収支差	6,400	3,400	3,200	2,800	2,200	1,600
	準備金	65,000	68,500	71,600	74,400	76,600	78,200
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	収支差	6,400	3,400	3,000	2,400	1,400	700
	準備金	65,000	68,500	71,300	73,600	75,100	75,700
ケースⅡ(d)	収支差	6,400	3,400	2,600	1,800	500	▲600
	準備金	65,000	68,500	71,000	72,700	73,300	72,700
ケースⅡ(e)	収支差	6,400	3,400	2,000	700	▲1,100	▲2,900
	準備金	65,000	68,500	70,500	71,100	70,000	67,100

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	収支差	6,400	2,300	2,400	2,300	2,000	1,700
	準備金	65,000	67,300	69,600	71,900	73,800	75,400
ケースⅡ(b)	収支差	6,400	2,300	2,100	1,700	1,000	500
	準備金	65,000	67,300	69,300	70,900	72,000	72,500
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	収支差	6,400	2,300	1,700	1,200	300	▲ 600
	準備金	65,000	67,300	69,100	70,200	70,600	70,000
ケースⅡ(d)	収支差	6,400	2,300	1,400	600	▲ 600	▲1,800
	準備金	65,000	67,300	68,800	69,300	68,700	66,900
ケースⅡ(e)	収支差	6,400	2,300	900	▲ 400	▲2,200	▲4,000
	準備金	65,000	67,300	68,200	67,700	65,400	61,400

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	収支差	6,400	1,200	1,300	1,100	800	500
	準備金	65,000	66,200	67,400	68,500	69,200	69,700
ケースⅡ(b)	収支差	6,400	1,200	900	600	▲ 200	▲ 700
	準備金	65,000	66,200	67,100	67,500	67,500	66,700
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	収支差	6,400	1,200	600	100	▲ 900	▲1,700
	準備金	65,000	66,200	66,800	66,800	66,000	64,300
ケースⅡ(d)	収支差	6,400	1,200	300	▲ 500	▲1,800	▲2,900
	準備金	65,000	66,200	66,500	65,900	64,200	61,200
ケースⅡ(e)	収支差	6,400	1,200	▲ 200	▲1,600	▲3,400	▲5,300
	準備金	65,000	66,200	66,000	64,300	60,800	55,700

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅡ(a)	収支差	6,400	100	0	0	▲ 400	▲ 600
	準備金	65,000	65,100	65,100	65,000	64,700	64,000
ケースⅡ(b)	収支差	6,400	100	▲ 300	▲ 600	▲1,300	▲1,800
	準備金	65,000	65,100	64,800	64,100	62,800	61,000
ケースⅡ(c)(Ⅱ)	収支差	6,400	100	▲ 500	▲1,000	▲2,000	▲2,900
	準備金	65,000	65,100	64,600	63,400	61,400	58,500
ケースⅡ(d)	収支差	6,400	100	▲ 800	▲1,600	▲2,900	▲4,100
	準備金	65,000	65,100	64,300	62,500	59,600	55,500
ケースⅡ(e)	収支差	6,400	100	▲1,400	▲2,700	▲4,500	▲6,400
	準備金	65,000	65,100	63,700	60,800	56,300	49,900

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

75歳未満の加入者の1人当たり医療給付費の伸び率
 ケースⅢa : 1.4%、ケースⅢb:1.9%、ケースⅢc: 2.3%、
 ケースⅢd(Ⅲ) : 2.8%、ケースⅢe: 3.7%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

(単位：億円)

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,600	5,300	4,800	4,400
	準備金	65,000	70,700	76,300	81,500	86,300	90,700
ケースⅢ(b)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,300	4,700	4,000	3,200
	準備金	65,000	70,700	76,000	80,600	84,500	87,800
ケースⅢ(c)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,000	4,200	3,300	2,300
	準備金	65,000	70,700	75,700	79,900	83,000	85,300
ケースⅢ(d)(Ⅲ)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000
	準備金	65,000	70,700	75,300	79,000	81,300	82,200
ケースⅢ(e)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,100	2,600	700	▲1,200
	準備金	65,000	70,700	74,800	77,300	78,000	76,700

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%
ケースⅢ(b)	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.7%
ケースⅢ(c)	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%	9.8%
ケースⅢ(d)(Ⅲ)	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%
ケースⅢ(e)	9.5%	9.6%	9.8%	9.9%	10.1%

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	収支差	6,400	4,600	4,400	4,200	3,700	3,300
	準備金	65,000	69,600	74,000	78,100	81,800	85,000
ケースⅢ(b)	収支差	6,400	4,600	4,100	3,600	2,800	2,100
	準備金	65,000	69,600	73,700	77,200	79,900	82,000
ケースⅢ(c) (Ⅲ)	収支差	6,400	4,600	3,900	3,100	2,000	1,100
	準備金	65,000	69,600	73,400	76,500	78,500	79,700
ケースⅢ(d)	収支差	6,400	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100
	準備金	65,000	69,600	73,100	75,500	76,800	76,600
ケースⅢ(e)	収支差	6,400	4,600	2,900	1,500	▲ 500	▲2,300
	準備金	65,000	69,600	72,500	73,900	73,400	71,100

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	収支差	6,400	3,400	3,300	3,000	2,600	2,100
	準備金	65,000	68,500	71,800	74,700	77,300	79,400
ケースⅢ(b)	収支差	6,400	3,400	3,000	2,500	1,700	1,000
	準備金	65,000	68,500	71,400	73,800	75,400	76,400
ケースⅢ(c) (Ⅲ)	収支差	6,400	3,400	2,800	2,000	900	0
	準備金	65,000	68,500	71,100	73,000	74,000	73,900
ケースⅢ(d)	収支差	6,400	3,400	2,400	1,400	0	▲1,300
	準備金	65,000	68,500	70,800	72,100	72,100	71,000
ケースⅢ(e)	収支差	6,400	3,400	1,800	400	▲1,600	▲3,500
	準備金	65,000	68,500	70,300	70,500	68,900	65,300

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	収支差	6,400	2,300	2,200	1,900	1,400	1,000
	準備金	65,000	67,300	69,400	71,300	72,600	73,600
ケースⅢ(b)	収支差	6,400	2,300	1,900	1,300	500	▲ 200
	準備金	65,000	67,300	69,100	70,300	70,900	70,700
ケースⅢ(c) (Ⅲ)	収支差	6,400	2,300	1,500	900	▲ 200	▲1,200
	準備金	65,000	67,300	68,900	69,600	69,500	68,300
ケースⅢ(d)	収支差	6,400	2,300	1,200	300	▲1,100	▲2,400
	準備金	65,000	67,300	68,600	68,700	67,600	65,200
ケースⅢ(e)	収支差	6,400	2,300	700	▲ 800	▲2,700	▲4,600
	準備金	65,000	67,300	68,000	67,100	64,300	59,700

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	収支差	6,400	1,200	1,000	800	300	▲ 100
	準備金	65,000	66,200	67,200	67,800	68,100	68,000
ケースⅢ(b)	収支差	6,400	1,200	600	200	▲ 700	▲1,300
	準備金	65,000	66,200	66,900	67,000	66,400	65,000
ケースⅢ(c) (Ⅲ)	収支差	6,400	1,200	400	▲ 300	▲1,400	▲2,400
	準備金	65,000	66,200	66,600	66,200	64,900	62,600
ケースⅢ(d)	収支差	6,400	1,200	100	▲ 900	▲2,200	▲3,600
	準備金	65,000	66,200	66,300	65,400	63,100	59,600
ケースⅢ(e)	収支差	6,400	1,200	▲ 400	▲1,900	▲3,900	▲5,800
	準備金	65,000	66,200	65,800	63,800	59,800	54,100

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースⅢ(a)	収支差 準備金	6,400 65,000	100 65,100	▲ 200 64,900	▲ 400 64,500	▲ 900 63,600	▲1,300 62,300
ケースⅢ(b)	収支差 準備金	6,400 65,000	100 65,100	▲ 500 64,600	▲ 900 63,600	▲1,800 61,800	▲2,500 59,300
ケースⅢ(c) (Ⅲ)	収支差 準備金	6,400 65,000	100 65,100	▲ 700 64,400	▲1,400 62,900	▲2,500 60,400	▲3,500 56,900
ケースⅢ(d)	収支差 準備金	6,400 65,000	100 65,100	▲1,000 64,100	▲2,000 62,000	▲3,400 58,600	▲4,700 53,900
ケースⅢ(e)	収支差 準備金	6,400 65,000	100 65,100	▲1,600 63,500	▲3,000 60,300	▲5,000 55,300	▲7,000 48,300

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

75歳未満の加入者の1人当たり医療給付費の伸び率
 ケースB(a) : 0.5%、ケースB(b) : 1.0%、ケースB(c) : 1.4%、
 ケースB(d) : 1.9%、ケースB(e) : 2.8%

○現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

ケース		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	5,100	4,500	3,800	3,100
	準備金	65,000	70,700	75,800	80,300	84,100	87,200
ケースB(b)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,800	4,000	3,000	1,900
	準備金	65,000	70,700	75,500	79,400	82,400	84,300
ケースB(c)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,600	3,500	2,200	1,000
	準備金	65,000	70,700	75,300	78,700	80,900	81,900
ケースB(d)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	4,300	2,900	1,300	▲ 200
	準備金	65,000	70,700	74,900	77,800	79,100	78,900
ケースB(e)	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	6,400	5,700	3,600	1,900	▲ 300	▲2,400
	準備金	65,000	70,700	74,400	76,200	75,900	73,500

○均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

ケース	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.7%
ケースB(b)	9.5%	9.6%	9.6%	9.7%	9.8%
ケースB(c)	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%
ケースB(d)	9.5%	9.6%	9.7%	9.9%	10.0%
ケースB(e)	9.5%	9.7%	9.8%	10.0%	10.2%

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所) 出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

①2026年度以降 9.9%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	収支差	6,400	4,600	4,000	3,400	2,700	2,000
	準備金	65,000	69,600	73,600	76,900	79,600	81,600
ケースB(b)	収支差	6,400	4,600	3,700	2,900	1,900	900
	準備金	65,000	69,600	73,300	76,100	77,800	78,700
ケースB(c)	収支差	6,400	4,600	3,500	2,400	1,100	▲ 100
	準備金	65,000	69,600	73,000	75,400	76,400	76,400
ケースB(d)	収支差	6,400	4,600	3,100	1,800	200	▲1,300
	準備金	65,000	69,600	72,700	74,400	74,700	73,400
ケースB(e)	収支差	6,400	4,600	2,500	800	▲1,400	▲3,500
	準備金	65,000	69,600	72,100	72,800	71,400	67,900

②2026年度以降 9.8%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	収支差	6,400	3,400	2,900	2,300	1,600	900
	準備金	65,000	68,500	71,400	73,600	75,100	76,000
ケースB(b)	収支差	6,400	3,400	2,600	1,800	600	▲ 200
	準備金	65,000	68,500	71,000	72,700	73,400	73,100
ケースB(c)	収支差	6,400	3,400	2,300	1,300	0	▲1,200
	準備金	65,000	68,500	70,700	71,900	72,000	70,700
ケースB(d)	収支差	6,400	3,400	2,000	700	▲ 900	▲2,400
	準備金	65,000	68,500	70,400	71,000	70,100	67,800
ケースB(e)	収支差	6,400	3,400	1,400	▲ 300	▲2,500	▲4,600
	準備金	65,000	68,500	69,900	69,500	67,000	62,300

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

③2026年度以降 9.7%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	収支差	6,400	2,300	1,800	1,200	500	▲200
	準備金	65,000	67,300	69,000	70,200	70,600	70,400
ケースB(b)	収支差	6,400	2,300	1,400	600	▲500	▲1,300
	準備金	65,000	67,300	68,700	69,300	68,900	67,500
ケースB(c)	収支差	6,400	2,300	1,100	200	▲1,100	▲2,400
	準備金	65,000	67,300	68,500	68,600	67,400	65,200
ケースB(d)	収支差	6,400	2,300	800	▲400	▲2,000	▲3,500
	準備金	65,000	67,300	68,200	67,700	65,700	62,200
ケースB(e)	収支差	6,400	2,300	300	▲1,400	▲3,600	▲5,700
	準備金	65,000	67,300	67,600	66,100	62,400	56,700

④2026年度以降 9.6%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	収支差	6,400	1,200	700	100	▲700	▲1,300
	準備金	65,000	66,200	66,800	66,800	66,200	64,900
ケースB(b)	収支差	6,400	1,200	300	▲500	▲1,600	▲2,400
	準備金	65,000	66,200	66,500	65,900	64,500	61,900
ケースB(c)	収支差	6,400	1,200	0	▲900	▲2,200	▲3,400
	準備金	65,000	66,200	66,200	65,200	63,000	59,600
ケースB(d)	収支差	6,400	1,200	▲300	▲1,500	▲3,100	▲4,600
	準備金	65,000	66,200	65,900	64,300	61,200	56,600
ケースB(e)	収支差	6,400	1,200	▲800	▲2,500	▲4,700	▲6,900
	準備金	65,000	66,200	65,400	62,800	58,000	51,200

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

試算結果の概要 ② 幅を持った試算

○保険料率を変更した場合

⑤2026年度以降 9.5%

(単位：億円)

賃金上昇率		2025年度 (令和7年度)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ケースB(a)	収支差	6,400	100	▲ 600	▲1,000	▲1,800	▲2,400
	準備金	65,000	65,100	64,500	63,400	61,700	59,300
ケースB(b)	収支差	6,400	100	▲ 900	▲1,600	▲2,700	▲3,600
	準備金	65,000	65,100	64,200	62,600	59,900	56,400
ケースB(c)	収支差	6,400	100	▲1,100	▲2,000	▲3,300	▲4,500
	準備金	65,000	65,100	64,000	61,900	58,500	54,000
ケースB(d)	収支差	6,400	100	▲1,400	▲2,600	▲4,200	▲5,700
	準備金	65,000	65,100	63,700	61,000	56,800	51,100
ケースB(e)	収支差	6,400	100	▲1,900	▲3,700	▲5,800	▲7,900
	準備金	65,000	65,100	63,200	59,300	53,500	45,600

注. 上記の試算結果は、保険料率の変更に伴う加入者数等の変動は考慮していない。

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算

- 赤 (ケース I ~ III) : ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算
- 青 (ケース Ia~IIIe, A, B) : ② 幅を持った試算
- 黄 (ケース I ~ III) : ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算

※掲載ページ (P37~74)

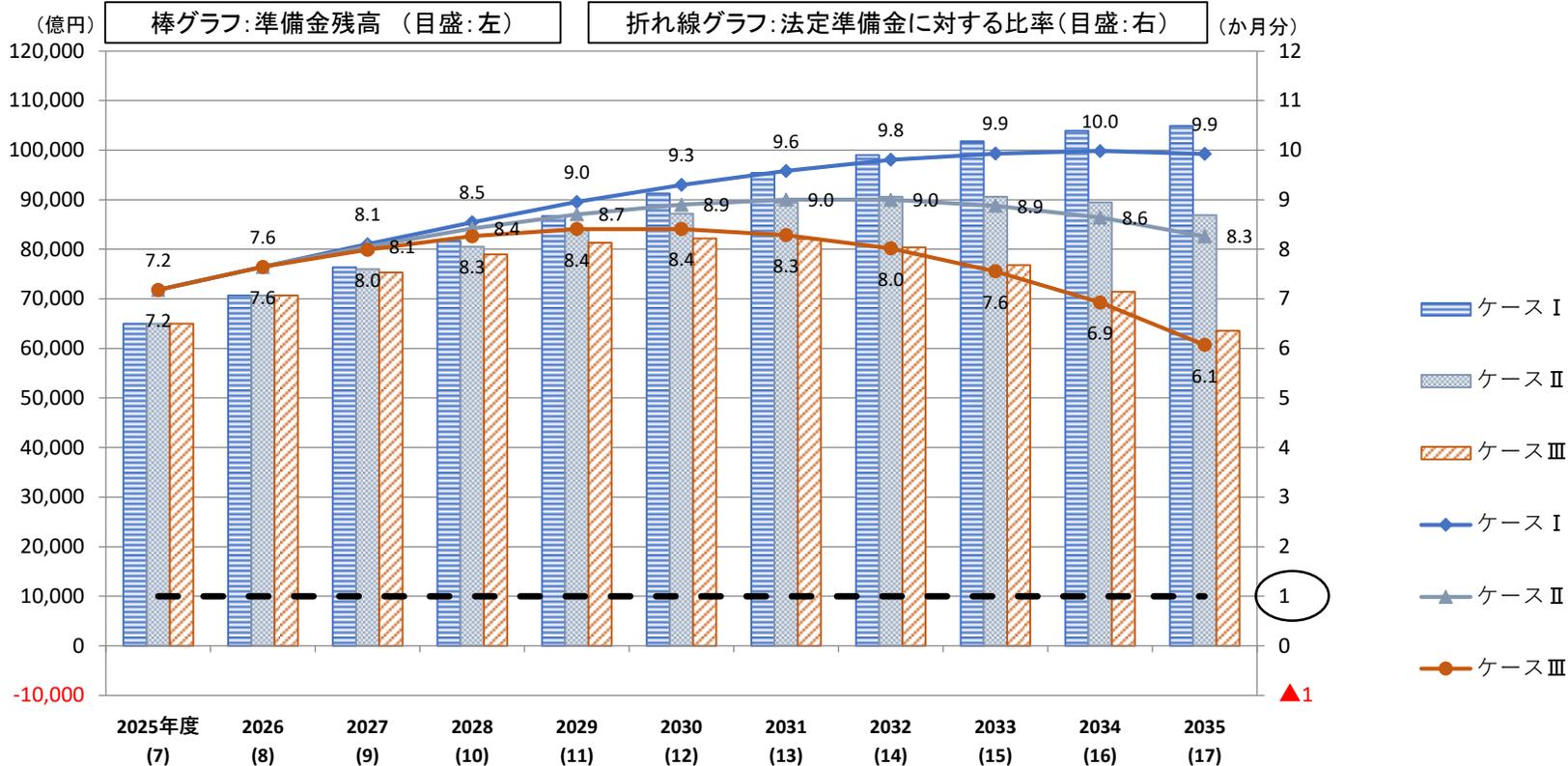
ケース		75歳未満一人当たり医療給付費の伸び (%)											
		0.5%	1.0%	1.4%	1.9%	2.3%~ 2.4%	2.8%	3.2%~ 3.3%	3.7%	4.2%	4.6%	5.1%	
賃金 上昇率 (%)	A	2.3						A(a) 医 2.8 賃 2.3 差 0.5	A(b) 医 3.3 賃 2.3 差 1.0	A(c) 医 3.7 賃 2.3 差 1.4	A(d) 医 4.2 賃 2.3 差 1.9		A(e) 医 5.1 賃 2.3 差 2.8
	I	1.8					I a 医 2.3 賃 1.8 差 0.5	I b 医 2.8 賃 1.8 差 1.0	I c 医 3.2 賃 1.8 差 1.4	I d 医 3.7 賃 1.8 差 1.9		I e 医 4.6 賃 1.8 差 2.8	
	II	1.4				II a 医 1.9 賃 1.4 差 0.5	II b 医 2.4 賃 1.4 差 1.0	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	II d 医 3.3 賃 1.4 差 1.9		II e 医 4.2 賃 1.4 差 2.8		
	III	0.9			III a 医 1.4 賃 0.9 差 0.5	III b 医 1.9 賃 0.9 差 1.0	III c 医 2.3 賃 0.9 差 1.4	III d 医 2.8 賃 0.9 差 1.9		III e 医 3.7 賃 0.9 差 2.8			
	B	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 差 0.5	B(b) 医 1.0 賃 0.0 差 1.0	B(c) 医 1.4 賃 0.0 差 1.4	B(d) 医 1.9 賃 0.0 差 1.9		B(e) 医 2.8 賃 0.0 差 2.8	追加ケース P69~72				

P64 ← (A(a) to 2.3%)
P65 ← (I a to 1.8%)
P66 ← (II a to 1.4%)
P67 ← (III a to 0.9%)
P68 ← (B(d) to 1.9%)
P63 (追加ケース P69~72 to 2.8%)

医: 75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)
 賃: 賃金上昇率(%)
 差: 「医」と「賃」の差

6. 今後10年間のごく粗い試算 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

賃金上昇率のケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



(単位：億円)

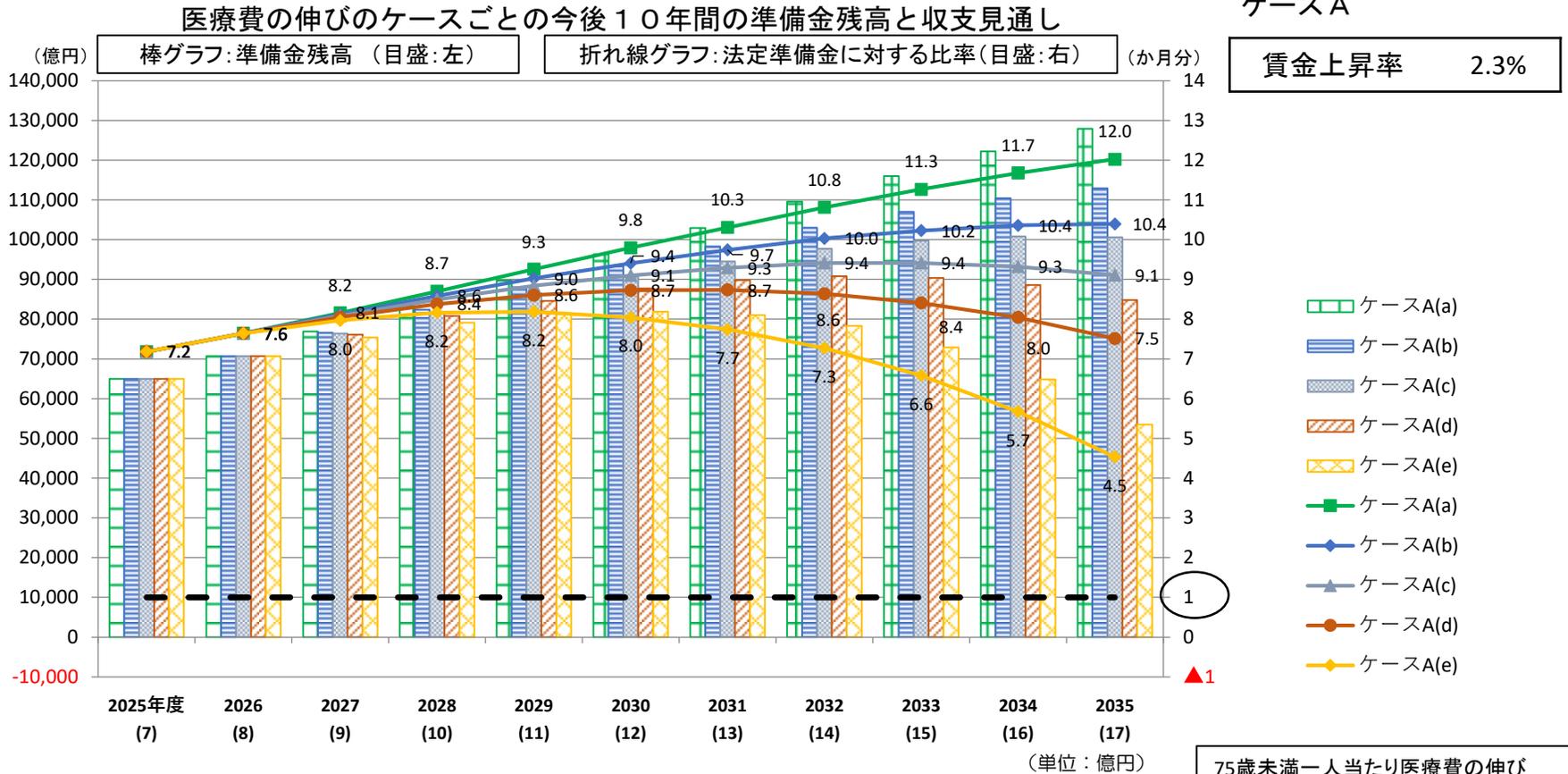
単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケース I	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
ケース II	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
ケース III	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700

ケース I : 賃金上昇率	1.8%
ケース II : 賃金上昇率	1.4%
ケース III : 賃金上昇率	0.9%
医療費※	2.8%

※75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースA(a)	5,700	6,200	6,500	6,500	6,500	6,700	6,700	6,500	6,200	5,700
ケースA(b)	5,700	5,900	5,900	5,600	5,300	5,100	4,700	4,100	3,400	2,500
ケースA(c)	5,700	5,700	5,400	4,900	4,300	3,900	3,100	2,200	1,100	▲ 100
ケースA(d)	5,700	5,400	4,800	3,800	3,100	2,200	1,000	▲ 300	▲1,800	▲3,800
ケースA(e)	5,700	4,700	3,700	2,200	700	▲ 900	▲2,800	▲5,300	▲8,100	▲11,300

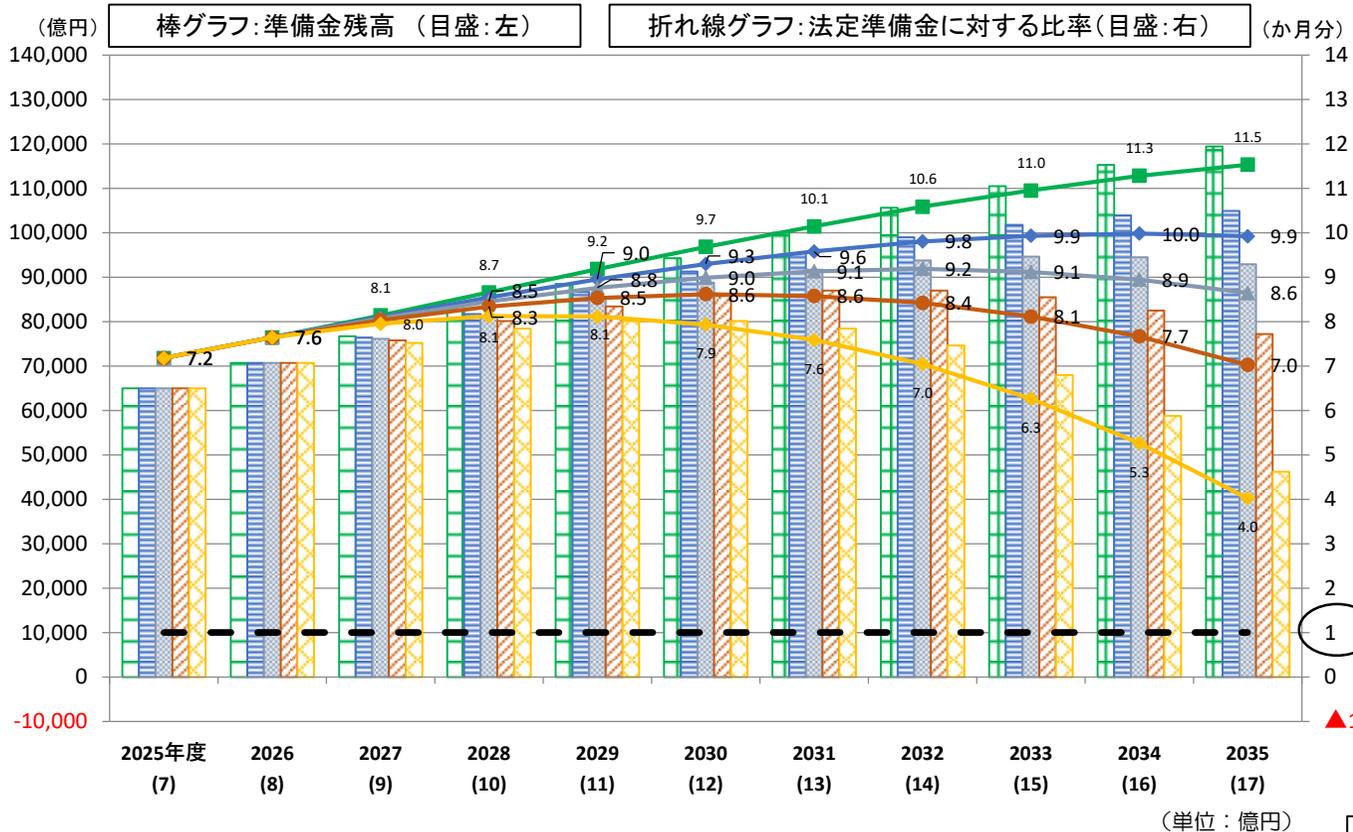
75歳未満一人当たり医療費の伸び

ケースA(a) : 2.8%
 ケースA(b) : 3.3%
 ケースA(c) : 3.7%
 ケースA(d) : 4.2%
 ケースA(e) : 5.1%

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



ケース I

賃金上昇率 1.8%

- ケース I (a)
- ▨ ケース I (b) (I)
- ▩ ケース I (c)
- ▧ ケース I (d)
- ▦ ケース I (e)
- ケース I (a)
- ◆ ケース I (b) (I)
- ▲ ケース I (c)
- ケース I (d)
- ◇ ケース I (e)

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケース I (a)	5,700	6,000	6,000	5,900	5,700	5,700	5,600	5,200	4,800	4,100
ケース I (b) (I)	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000
ケース I (c)	5,700	5,400	5,000	4,300	3,600	3,000	2,100	1,000	▲ 200	▲1,500
ケース I (d)	5,700	5,100	4,400	3,300	2,300	1,300	100	▲1,400	▲3,100	▲5,300
ケース I (e)	5,700	4,500	3,300	1,600	0	▲1,700	▲3,800	▲6,400	▲9,300	▲12,500

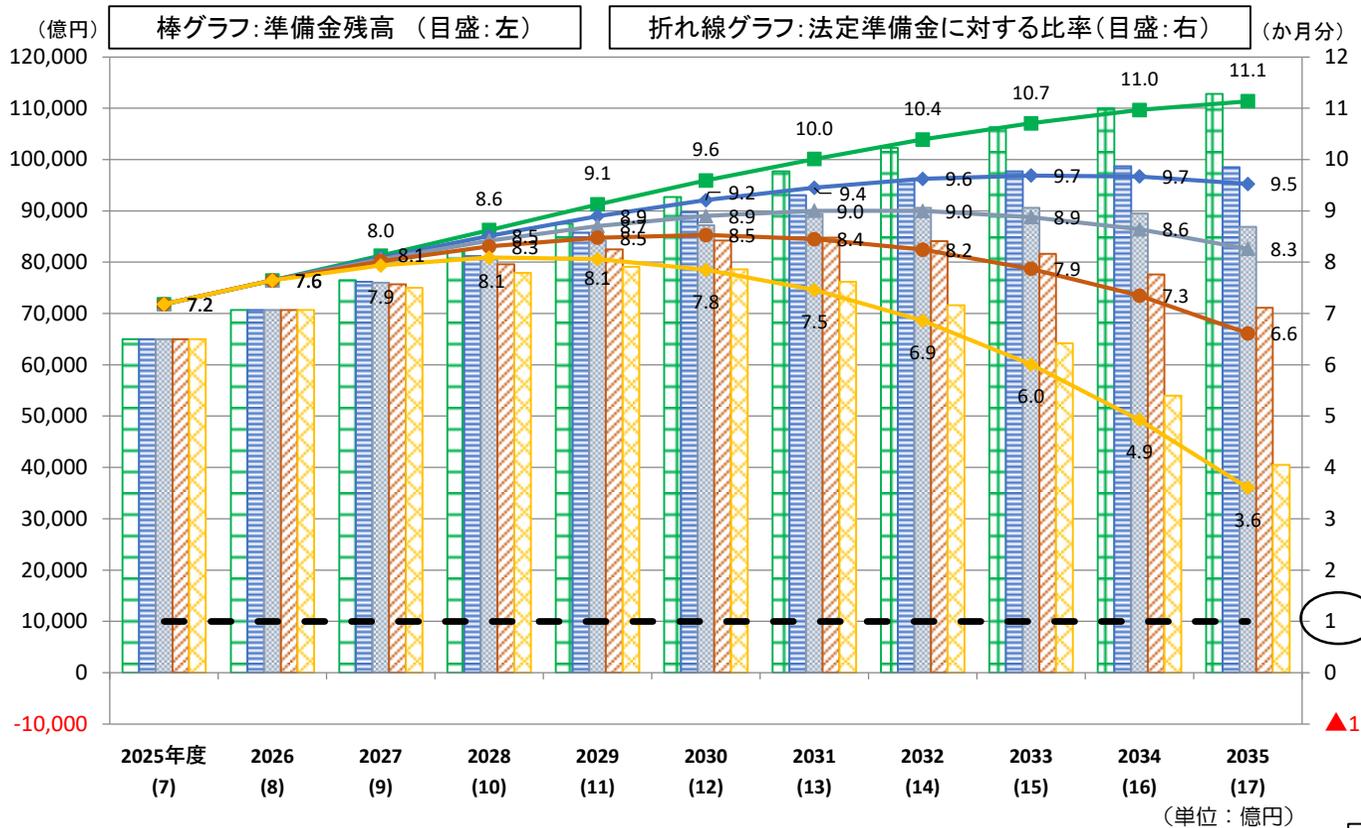
75歳未満一人当たり医療費の伸び

- ケース I a : 2.3%
- ケース I b (I) : 2.8%
- ケース I c : 3.2%
- ケース I d : 3.7%
- ケース I e : 4.6%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



ケースⅡ

賃金上昇率 1.4%

- ケースⅡ(a)
- ケースⅡ(b)
- ケースⅡ(c) (Ⅱ)
- ケースⅡ(d)
- ケースⅡ(e)
- ケースⅡ(a)
- ケースⅡ(b)
- ケースⅡ(c) (Ⅱ)
- ケースⅡ(d)
- ケースⅡ(e)

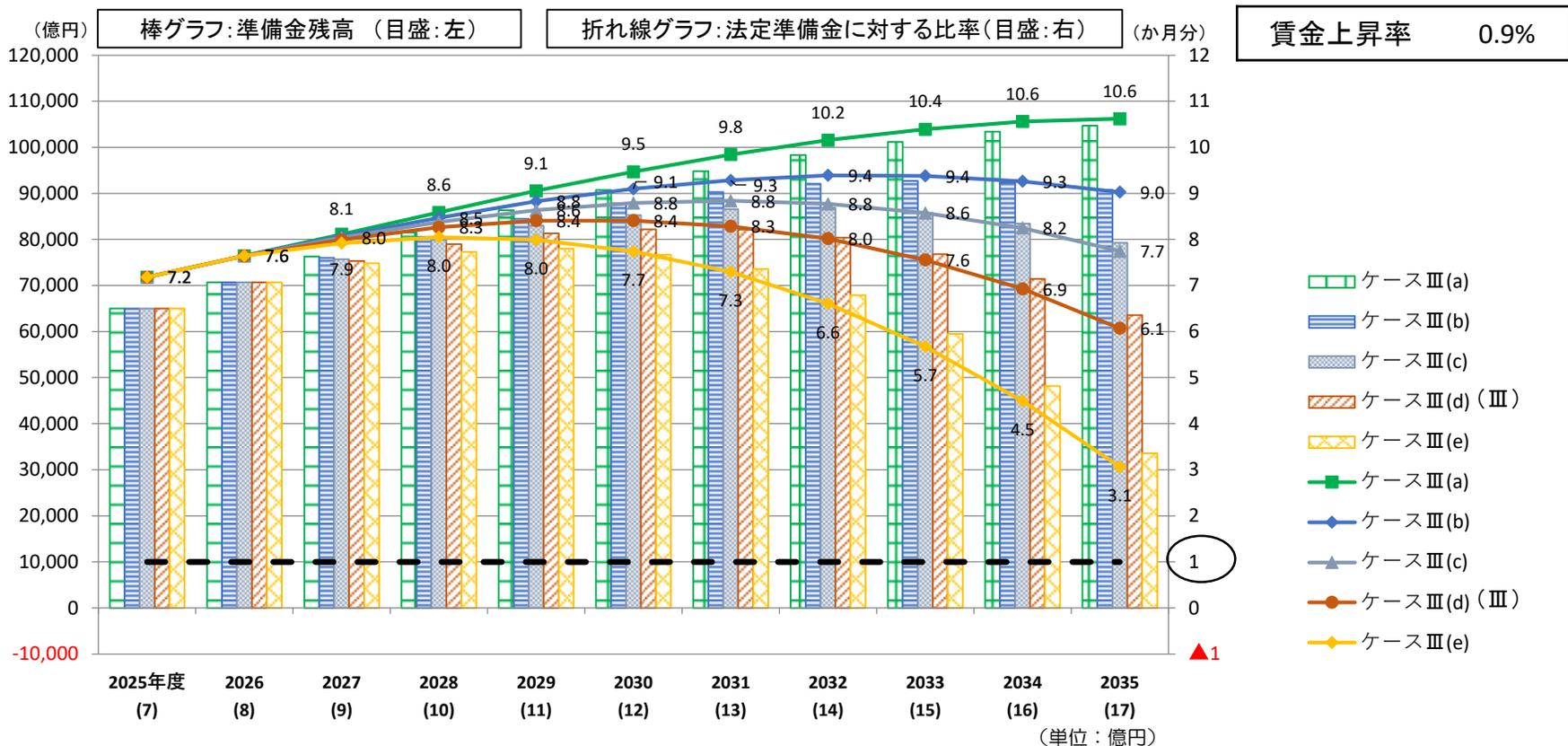
単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R 9)	2028 (R 10)	2029 (R 11)	2030 (R 12)	2031 (R 13)	2032 (R 14)	2033 (R 15)	2034 (R 16)	2035 (R 17)
ケースⅡ(a)	5,700	5,800	5,700	5,400	5,100	5,000	4,700	4,200	3,600	2,900
ケースⅡ(b)	5,700	5,500	5,100	4,500	4,000	3,500	2,800	1,900	1,000	▲ 100
ケースⅡ(c) (Ⅱ)	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600
ケースⅡ(d)	5,700	4,900	4,100	2,800	1,800	600	▲ 700	▲2,200	▲4,100	▲6,400
ケースⅡ(e)	5,700	4,300	3,000	1,200	▲ 600	▲2,300	▲4,600	▲7,300	▲10,200	▲13,500

75歳未満一人当たり医療費の伸び	
ケースⅡa	:1.9%
ケースⅡb	:2.4%
ケースⅡc(Ⅱ)	:2.8%
ケースⅡd	:3.3%
ケースⅡe	:4.2%

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースⅢ(a)	5,700	5,600	5,300	4,800	4,400	4,100	3,600	3,000	2,300	1,400
ケースⅢ(b)	5,700	5,300	4,700	4,000	3,200	2,600	1,800	800	▲300	▲1,500
ケースⅢ(c)	5,700	5,000	4,200	3,300	2,300	1,400	300	▲1,000	▲2,400	▲4,100
ケースⅢ(d)(Ⅲ)	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700
ケースⅢ(e)	5,700	4,100	2,600	700	▲1,200	▲3,100	▲5,600	▲8,400	▲11,300	▲14,600

75歳未満一人当たり医療費の伸び	
ケースⅢa	: 1.4%
ケースⅢb	: 1.9%
ケースⅢc	: 2.3%
ケースⅢd(Ⅲ)	: 2.8%
ケースⅢe	: 3.7%

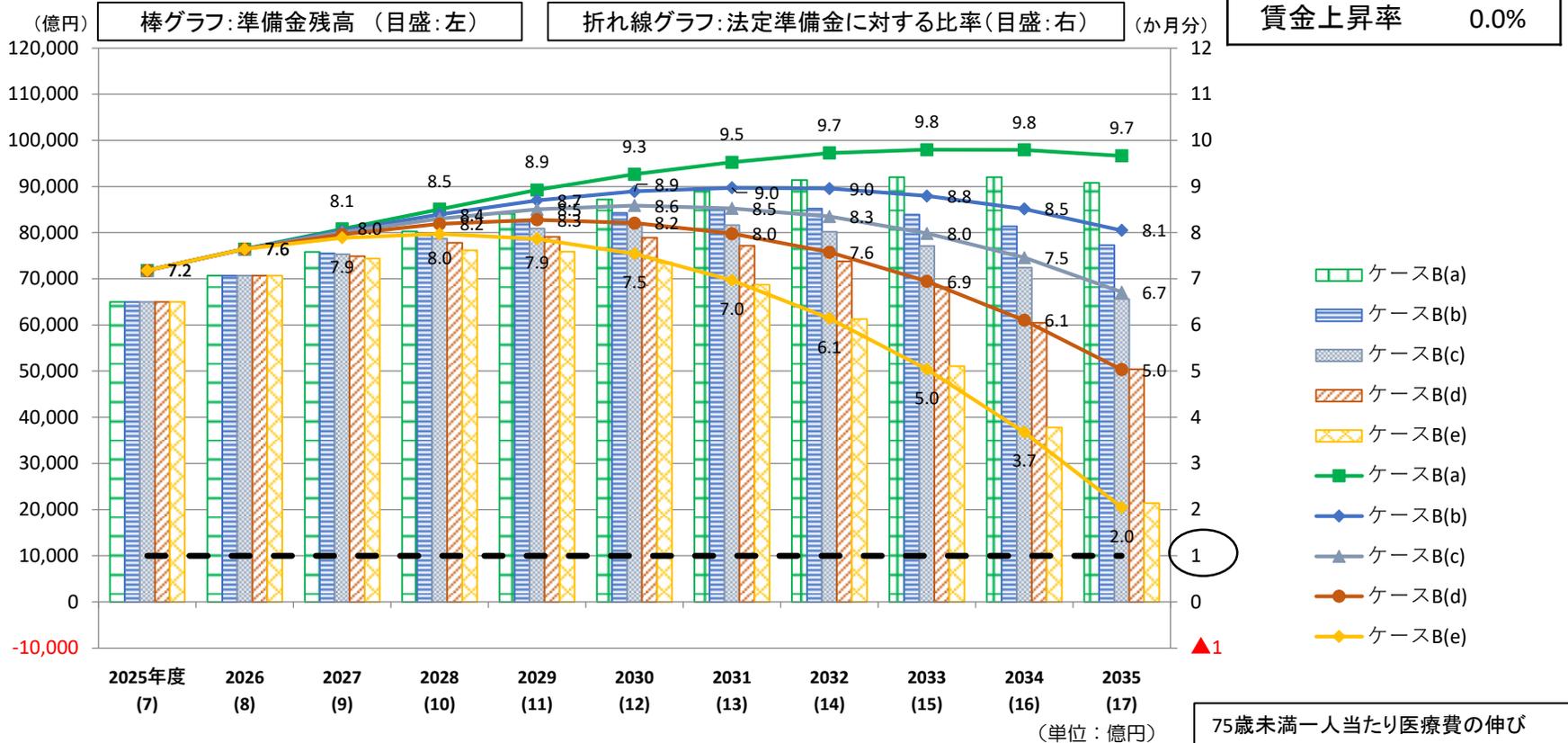
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ② 幅を持った試算

医療費の伸びのケースごとの今後10年間の準備金残高と収支見通し

ケースB

賃金上昇率 0.0%



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースB(a)	5,700	5,100	4,500	3,800	3,100	2,500	1,700	900	▲ 200	▲1,200
ケースB(b)	5,700	4,800	4,000	3,000	1,900	1,100	0	▲1,200	▲2,500	▲4,100
ケースB(c)	5,700	4,600	3,500	2,200	1,000	▲ 200	▲1,400	▲3,100	▲4,800	▲6,700
ケースB(d)	5,700	4,300	2,900	1,300	▲ 200	▲1,600	▲3,400	▲5,500	▲7,700	▲10,100
ケースB(e)	5,700	3,600	1,900	▲ 300	▲2,400	▲4,700	▲7,300	▲10,300	▲13,200	▲16,400

75歳未満一人当たり医療費の伸び

ケースB(a) : 0.5%
 ケースB(b) : 1.0%
 ケースB(c) : 1.4%
 ケースB(d) : 1.9%
 ケースB(e) : 2.8%

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算

ケース			75歳未満一人当たり 医療給付費の伸び (%)	労働参加の違い			
				従来	労働参加 漸進ケース	労働参加 進展ケース	
賃金 上昇率 (%)	I	1.8	I b 医 2.8 賃 1.8 差 1.0	ケースI	ケースI+漸進	ケースI+進展	追加ケースI P98
	II	1.4	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	ケースII	ケースII+漸進	ケースII+進展	追加ケースII P99
	III	0.9	III d 医 2.8 賃 0.9 差 1.9	ケースIII	ケースIII+漸進	ケースIII+進展	追加ケースIII P100

医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

賃:賃金上昇率(%)

差:「医」と「賃」の差

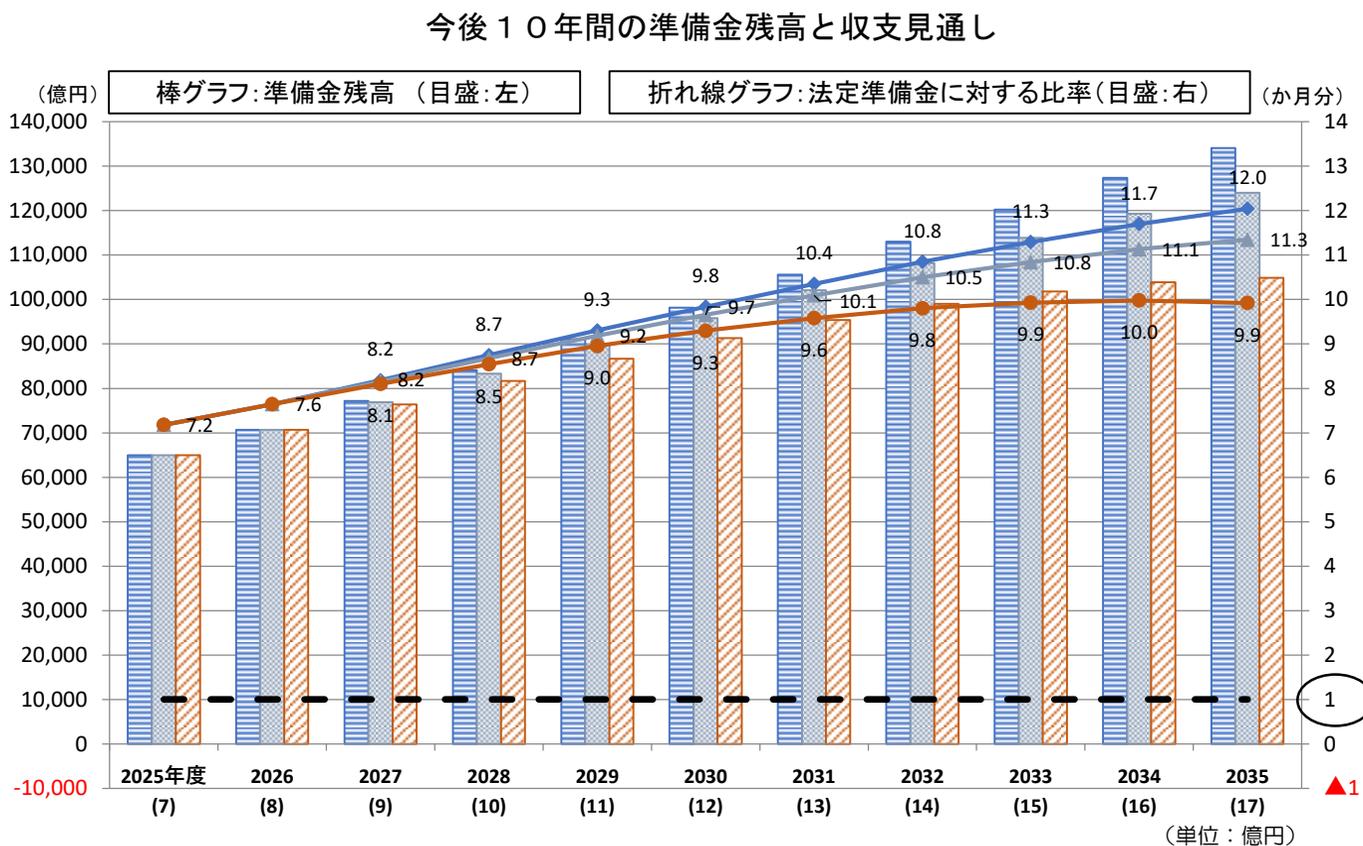
※ 追加ケースの試算にあたっては、就労促進により増加する被保険者の属性（賃金や一人当たり医療給付費の水準等）と現在の被保険者の属性が異なることが想定されるが、今回の試算では考慮していないことに留意が必要。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算

追加ケース I

賃金	医療費
1.8%	2.8%

※75歳未満の加入者
一人当たり医療給付費の伸び率

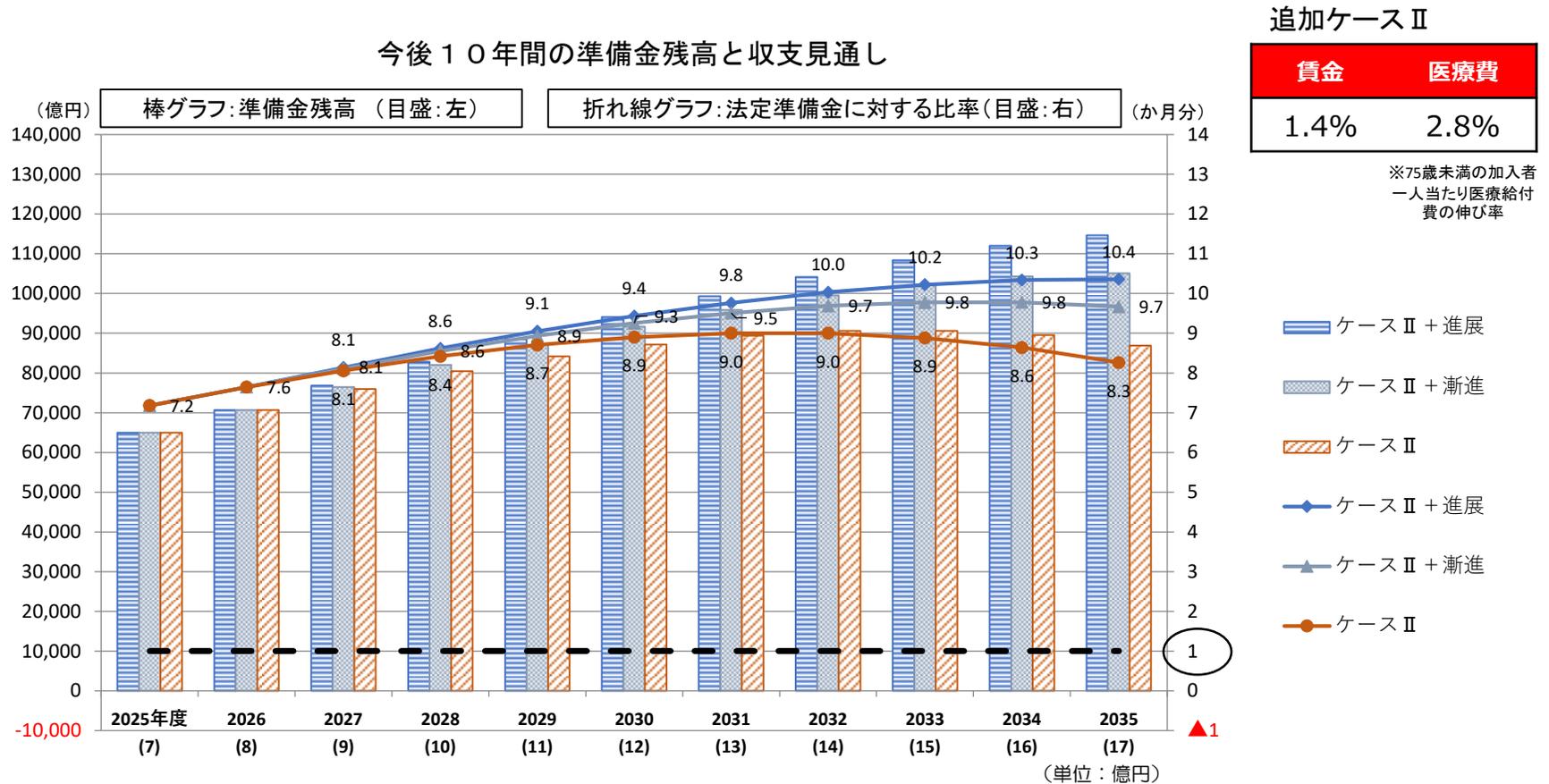


- ▬ ケース I + 進展
- ▬ ケース I + 漸進
- ▬ ケース I
- ◆ ケース I + 進展
- ▲ ケース I + 漸進
- ケース I

単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケース I + 進展	5,700	6,500	6,900	7,000	7,100	7,400	7,400	7,300	7,100	6,800
ケース I + 漸進	5,700	6,200	6,400	6,300	6,200	6,300	6,100	5,800	5,400	4,800
ケース I	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500	4,200	3,600	2,900	2,100	1,000

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケース I)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケース I + 進展」、「ケース I + 漸進」)。

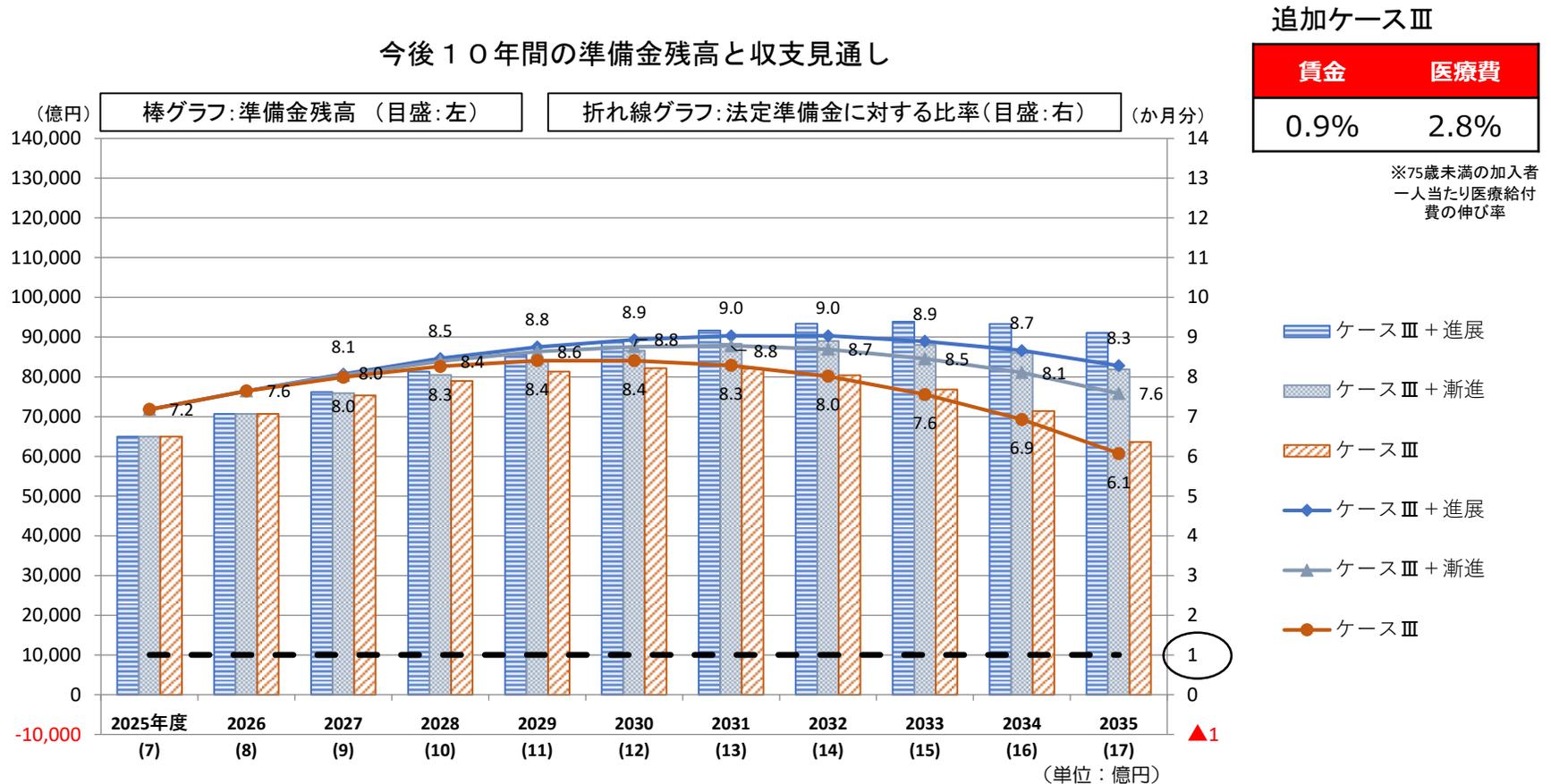
6. 今後10年間のごく粗い試算 ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースⅡ+進展	5,700	6,100	6,100	5,800	5,500	5,400	4,900	4,300	3,600	2,700
ケースⅡ+漸進	5,700	5,800	5,600	5,100	4,600	4,300	3,700	2,900	2,000	900
ケースⅡ	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000	2,300	1,300	100	▲1,200	▲2,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所) 出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケースⅡ)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケースⅡ+進展」、「ケースⅡ+漸進」)。

6. 今後10年間のごく粗い試算 ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算



単年度収支	2026年度 (令和8年度)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)
ケースⅢ+進展	5,700	5,600	5,100	4,200	3,400	2,800	1,800	600	▲ 700	▲2,100
ケースⅢ+漸進	5,700	5,300	4,600	3,500	2,600	1,700	600	▲ 700	▲2,200	▲4,000
ケースⅢ	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	▲ 200	▲1,700	▲3,400	▲5,500	▲7,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所) 出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケースⅢ)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケースⅢ+進展」、「ケースⅢ+漸進」)。

生損保等における準備金について

1. 生命保険会社・損害保険会社におけるリスクへの対応

協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社（以下「生損保」）における準備金制度についてその基本的な考え方等を概括的に整理した。

準備金の名称	概要	積立の考え方の例
1. 責任準備金	<ul style="list-style-type: none"> 将来の保険金の支払いが確実に行われるよう、保険料や運用収益などを財源として積立てる積立金で、法令により積立てが義務付けられている 	
(1) 保険料積立金	<ul style="list-style-type: none"> 「<u>通常の予測の範囲内のリスク</u>」に備えた積立金 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年の保険料を同額にし、保険期間中の保険料収入と支払保険料が全体として等しくなるように設定し積立てる（平準純保険料式）
(2) 危険準備金	<ul style="list-style-type: none"> 「保険料積立金」でカバーできない「<u>通常の予測を超える範囲のリスク</u>」に備えた積立金 ※医療保険に該当するもの（第三分野保険）として「危険準備金Ⅳ」 ※予定利率リスクに対応するものとして「危険準備金Ⅱ」 	<p>【危険準備金Ⅳ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第三分野における疾病入院リスク相当額は「給付日額×平均給付日額」に一定割合を乗じた額を積立てる ※リスク相当額は1年分の危険保険料の15%程度に相当するものとして設定されている
(3) 異常危険準備金	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険における積立金で、通常の予想を超えるような大災害による保険金支払いに備えた積立金 	<ul style="list-style-type: none"> 損害保険における介護分野では、正味保険料の3.2%を毎期に積立て、残高率は15%、上限率は160%とされている
2. 支払備金	<ul style="list-style-type: none"> 期末において保険事故が発生し保険金等の支払義務が生じているが、支払いが未だ完了していない場合に、期末に積み立てる積立金 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3年間の発生状況をもとに算定し積立て
3. 価格変動準備金	<ul style="list-style-type: none"> 価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内外株式、邦貨・外貨建て債券等）について、その資産ごとに定められた基準により積立てる積立金 	<ul style="list-style-type: none"> 資産ごとの期末簿価に一定割合を乗じたものを積立て

2. 協会けんぽにおいて想定されるリスク（例）

協会けんぽにおいて想定されるリスクの例について、その内容と過去の事例を踏まえた規模について試算した。

	協会けんぽにおけるリスク	リスクの例		規模(金額)	[備考]生損保において相当する積立制度
支出面	季節性インフルエンザ、運転資金等	法定準備金(医療給付費等の1カ月分相当) 短期的な資金繰りに充てるための運転資金、季節性インフルエンザ等の流行など一時的な医療給付費が増加するリスクに備えて計上		0.89兆円	支払備金 危険準備金Ⅳ<第三分野>
	高齢化に伴う給付金、支援金	過去の実績に基づき試算した場合に見込まれる2026～2035年度の収支差の累計額(令和7年9月試算の収支見通し<ケースⅢ>)を計上		0.11兆円	保険料積立金
	パンデミック	パンデミックのリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行したことによる医療給付費の増加額(2020～2022年度)を計上		0.39兆円	
	大規模自然災害	大規模自然災害リスクの例として、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害を東日本大震災の17倍(内閣府中央防災会議資料より)と仮定し、一部負担免除総額を計上		0.70兆円	危険準備金Ⅳ<第三分野> 異常危険準備金
	医療の高度化、制度改正、報酬改定等	医療の高度化のリスクの例として、2015年度の肝炎新薬保険収載に伴う保険給付費の増加額を計上		0.05兆円	
		診療報酬改定によるリスクの例として、2024年度診療報酬本体の改定に伴う保険給付費の増加額を計上		0.06兆円	
収入面	景気変動	制度改正によるリスクの例として、被用者保険の適用拡大(完全実施後)による負担増加額(医療保険部会資料で示された額)を計上		0.05兆円	
		景気変動のリスクの例として、標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した1999～2004年度における保険料収入の減少額(年平均額)を計上		1.22兆円	危険準備金Ⅱ<予定利率> 価格変動準備金
	大規模な経済変動	大規模な経済変動のリスクの例として、リーマンショックの影響により標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した2008～2011年度の保険料収入の減少額(年平均額)を計上		0.30兆円	— (定額保険料)
大規模な経済変動のリスクの例として、新型コロナウイルス感染症が流行した2020年度の社会経済活動の制限の影響による保険料収入の減少額を計上			0.57兆円		

※「規模」における金額は、原則として令和6年度決算額ベースで掲載している

総計 4.34兆円

<備考>

上記リスクの「規模(金額)」の総計を機械的に「ソルベンシー・マージン比率」の計算式にあてはめ、仮想的にソルベンシー・マージン比率を計算すると245%となる。

$$\frac{5.32 \text{兆円(令和6年度純資産)}}{4.34 \text{兆円(リスク規模総計)} \times 1/2} \times 100 \cong 245\%$$

3. その他（ソルベンシー・マージン比率、他制度の状況）

（1）ソルベンシー・マージン比率について

生損保会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す指標。この比率が200%以上であることが、会社の保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準とされている。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率} = \frac{\text{ソルベンシー・マージン総額}}{\text{通常の予測を超えるリスクに対応する額} \times 1/2}$$

※分子…資本金、基金、準備金等の純資産

※分母…保険リスクや資産運用リスクなどのリスク量を計上

〈参考〉生命保険会社・損害保険会社のソルベンシー・マージン比率の事例（2024年度決算）

（単位：10億円）

	生保会社A	生保会社B	生保会社C	生保会社D	損保会社E	損保会社F	損保会社G
ソルベンシーマージン総額	18,732	5,778	11,091	5,240	5,649	3,175	3,594
リスクの合計額	4,346	1,355	2,238	1,410	1,228	931	1,018
ソルベンシーマージン比率	861.9%	852.9%	990.9%	743.2%	920.2%	681.6%	706.3%

（出典：生損保各社の決算資料より作成）

（2）雇用保険

- 積立金が失業給付費（年額）の2倍を超える場合には-0.4%の範囲で料率引下げを、逆に1倍を下回る場合に+0.4%の範囲で料率引上げが可能となっている。
- 雇用保険積立金のソルベンシーマージン比率は270.7%（H23積立金）※と試算されている

$$\text{※ } 270.7\% = \frac{59,089 \text{ 億円 (23年度積立金残高)}}{(11,269 \text{ 億円 [一般保険リスク]} + 31,529 \text{ 億円 [巨大災害リスク]} + 856 \text{ 億円 [経営管理リスク]}) \times 1/2} \times 100$$

出典：（厚生労働省「第90回職業安定分科会雇用保険部会」（平成25年7月30日）

（3）各保険者の積立金等

各保険者の積立金等の状況（令和4年度速報）

	積立金等金額	被保険者数	平均標準報酬月額	被保険者1人当たり積立金等	加入者1人当たり積立金等
協会けんぽ（1）	47,414億円	2,481万人	30.2万円	19.1万円	12.0万円
健康保険組合（1,383）	65,682億円	1,655万人	38.5万円	39.7万円	23.3万円
国家公務員共済組合（20）	3,060億円	138万人	38.5万円	22.2万円	12.6万円
地方公務員共済組合（64）	6,820億円	374万人	37.1万円	18.2万円	10.6万円
私立学校共済組合（1）	1,371億円	62万人	37.7万円	22.1万円	14.3万円

1.（ ）内の数字は保険者の数

2.健康保険組合、共済組合における積立金等には土地や建物等を含む

（参考）令和2年度時における土地建物等の簿価は健康保険組合は2,317億円、共済組合は381億円

出典：医療経済実態調査（保険者調査）報告（中医協）令和5年11月

健康保険勘定準備金の長期運用について

- 健康保険勘定準備金のうち、健康保険給付費や拠出金等の定期的な支払に必要となる資金を除く準備金の運用については、2016（平成28）年1月にマイナス金利政策が導入されたこともあり、これまでは短期運用（1年未満の定期預金等）で対応していたところ。
- 将来にわたって健康保険事業の運営の安定に資する上で必要とされる収益を中長期的に確保するためには、健康保険法第7条の33及び健康保険法施行令第1条の2(※)の規定に基づき、準備金を適切に運用していくことが重要。
- マイナス金利政策は2024（令和6）年3月に解除されたことにより利上げ局面に移行し、長期運用（1年を超える期間の運用）のメリットが高まっていること、更には運用リスクの低減（分散投資、短期・長期投資の組合せ）を図る観点から、本年度下期より準備金の長期運用を開始する。
- 準備金の長期運用にあたっては、将来にわたって確実に健康保険給付等の事業が実施できるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施することとし、当面は概ね1,000億円を対象に「信託業務を営む金融機関への金銭信託」（満期保有を原則とする国債による運用を指定）を行う。

※) 準備金の運用に関する関係法令

健康保険法（抄）

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

健康保険法施行令（抄）

第一条の二 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他厚生労働大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託